第 75 回全国代表者会議　決議

2020 年 3 月 15 日

全国大学院生協議会

目次

全国大学院生協議会（全院協）の意義と役割 2
第 1 章　現在の大学院・大学院生をめぐる情勢 3
第 1 節　大学改革 3
第 2 節　軍学共同の進展 7
第 3 節　学費・奨学金問題 10
第 4 節　就職問題 16
第 2 章　2019 年活動総括 25
第 1 節　2019 年度大学院生の研究・生活実態に関するアンケート調査 25
第 1 項　調査票の配布・回収・集計 25
第 2 項　アンケート調査項目 27
第 3 項　調査結果の分析 27
第 4 項　報告書の作成と活用 27
第 5 項　2020 年度への提案 27
第 2 節　省庁・政党・議員要請 29
第 1 項　要請行動の意義と目的 29
第 2 項　2019 年度省庁要請行動の到達と課題 29
第 3 項　反省点・総括 42
第 4 項　要請行動準備に関する申し送り事項 44
参考資料：2019 年度要請文 45
第 3 節　文部科学省レクチャー 53
第 1 項　レクチャーの概要 53
第 2 項　概算要求に関わる全院協の質問 53
第 4 項　レクチャーの分析と来年度への提言 57
第 4 節　広報活動 58
第 1 項　全院協ニュース 58
第 2 項　Twitter・ホームページ 59
第 5 節　カンパ活動・会計報告 61
第 1 項　カンパ活動 61
第 2 項　会計報告 62
第 6 節　他団体との連携 63
第 7 節　加盟校拡大ならびに全院協の組織基盤強化 67
第 1 項　2019 年度加盟校化拡大の取り組みと課題 67
第 2 項　2020 年度加盟校拡大ならびに全院協の組織的基盤の強化に向けた提言 67

全国大学院生協議会（全院協）の意義と役割

現在、大学院生を取り巻く環境は、急激な変化にさらされている。1990 年代前半からの大学院重点化や大学改革の中、大学院生数は、90 年の 90,238 人から急激に増加し、2000 年に 20 万人を突破したが、現在は博士課程への進学者が半減するなど減少局面にある。また近年では、専門職大学院、留学生や社会人大学院生の増加により、大学院・大学院生のあり方もますます多様なものとなっている。このような状況の下で、大学院生の生活・研究環境の悪化が、全院協の毎年実施する経済実態に関するアンケートから明らかになってきている。2011 年以降、大学院生数は減少傾向にあり、2016 年度は 249,588 人となった。特に人文社会科学系において大学院生数の減少は著しく、大学院生の貧困、研究生活環境の悪化、雇用への不安が大きな要因であると考察される。

2019 年度のアンケートからは、大学院生の多くが就職や経済的な不安を訴えており、大学院生の約 8 割がなんらかのアルバイトに従事している、奨学金借り入れ経験者の 86.4% が返済への不安を抱えているなどの深刻な実態が明らかになった。

一方で、全院協運動の中心を担う加盟校は、1980 年代前半の 40 大学をピークに減少してきた。この院生協議会・自治会の減少の背景には、大学院重点化政策による大学院生の「多様化」、競争的環境の下での短期的な業績の追求やアルバイトなどによる大学院生の「多忙化」をはじめとする問題が重くのしかかり自治活動そのものが困難になってきた現状があると考えられる。

このような客観的な状況があるとはいえ、全院協の意義はよりいっそう大きなものとなっている。それは、アンケート調査等から浮かび上がる院生の研究・生活の悩み・不安が大きくなっているということにあり、そして、それを解決するべく大学院生の研究・生活環境改善を訴えるのは、私達大学院生自身をおいて他には存在しないからである。もし、1 年間何の活動も行わなければ、その間政治家の意識から大学院生は完全に消え失せ、いかなる政策でも通してしまおうということにもなりかねない。逆に継続的に要請を行うことで議員の中で大学院生の現状について関心や理解が広がれば、政治の状況を変えることにつながっていくはずである。これまで継続的に、(1) 大学院生の実態を広く把握するために、アンケートの回答者を増やすこと、(2) アンケートに寄せられた大学院生の声を文科省や国会議員に伝えて政策に反映させること、(3) 多様なネットワークを活かし、加盟校を拡大することを重要な課題に設定し、活動してきた。結果として、2019 年度は 859 人からアンケートを回収し、省庁・議員・政党要請ではアンケート結果を元に報告書を作成し、大学院生の実態とその改善を訴えることができた。政党・議員要請には、大学生・大学院生のべ 26 名の参加があり今年度も様々な大学からの参加が見られた。

本決議では、この間の情勢分析とあわせ、一年間の活動を総括し、来年度の活動への提言を行なう。第 1 章では、現在の大学院・大学院生をめぐる情勢を分析し、それらに対する全院協の主張をまとめる。続いて、第 2 章において本年度（2019 年度）の活動を総括し、来年度（2020 年度）への提言を行う。

第１章　現在の大学院・大学院生をめぐる情勢

1990 年代の半ばから日本の高等教育政策はその新自由主義的な色合いを強めてきた。とりわけ大学改革をめぐっては、「グローバル化」に対応するという題目の下、大学の事実上の市場化が進められてきた。具体的には、大学組織の問題として、企業における経営者に擬して国立大学法人における学長の権限が強められ、トップダウン型の組織への改組が進められた。これによって学生自治会はもとより、教授会の権限も著しく狭められてきた。また、財政上の問題に関しても、各大学に割り当てられる運営費交付金や私学助成金の総額が漸減されることによって、国公立か私学かを問わず各大学が学生獲得のために狂奔せざるをえない状況が作り出された。そればかりか目減りした運営費交付金や私学助成金を補う必要から、個々の研究者ないしは研究機関が競争的資金の獲得のため事実上国家や企業の利益に適う研究をすることを強いられるという状況が生み出されている。とりわけ第二次安倍政権の発足以後、国立大学に対して式典時に国旗掲揚や国歌斉唱を要請するなど、今日に至るまであからさまに新保守主義的な色合いを強めてきた。

全国大学院生協議会（全院協）は、『2015 年度　第 71 回全国代表者会議　決議』において、上記のような大学改革の過程を総括的に評価し、第 2 次安倍政権以後、これまでの自己責任論・受益者負担論に依拠しつつも「国家による教育と学問の統制および一律の予算削減を全面に主張する点に異常な性格が存在する[1]」ことをつとに指摘してきた。こうした認識は、今日においても大局的には変わってはいない。確かに、2017 年には給付型奨学金の制度化が実現し、運動の力が大きな前進に繋がったことは高く評価されて然るべきである。しかし、こうした諸制度の拡充も、それが大学院生を対象としていないことなどから限定的なものとして捉えるべきであろう。2019 年の大学等修学支援法においても大学院生は支援対象から除外されている。

以下では、上記のような認識に立ち、今日進められている大学改革を、①　国家の高等教育政策、②　軍学共同の進展、③　学費・奨学金の問題、④大学院生の就職問題という 4 つの角度から検討していく。

第１節　大学改革

近年の日本の高等教育政策は、新自由主義的経済政策のもとで、大学の市場化と「グローバル化」への対応を迫る経過をとってきた。2004 年の国立大学法人化の前後より、市場化を求める政府・文科省、市場化に対応する大学・研究機関は「選択と集中」の原理により、短期的に、また数量的に評価できる学問分野を優先する傾向、また大学を産業界に役立つ人材育成の場ととらえ、それによる経済効果を求める傾向をとってきた。これ以降、現在に至るまで、大学は大きな変化、変質をさせられた。大学組織の面では、企業における経営機構に擬制された大学ガバナンス機構として、学長の権限が強化かれたトップダウン型の組織への改組が進められた。財政面では、国立大学運営費交付金が 2016 年度までは低減され、そ

[1] 『2015 年度　第 71 回全国大学会議　決議』3-13 頁。なお、全院協は同年度、議長談話として「安全保障関連法制の廃止を求めます」を出している。

れ以降は大学の評価による配分の額を拡大されたことに代表される、競争的資金獲得のための競争に大学と研究者が強いられることとなった。競争的資金獲得のための競争は、長期的視野をもった研究から短期間で評価される成果を出せる研究へ、産官学連携研究により政府や企業の利益のための研究に、多額の研究資金を助成する軍事機関からの補助を受ける研究に転化することを強いられる結果となる。そして資金を背景にした統制により、大学が政府の意向に従って運営されることとなった。若手研究者育成の政策は欠如し、一部の競争力のある研究者への補助のみがされるだけで、若手研究者の数の減少には歯止めがなく、日本の研究基盤が将来に向かって弱体化することとなる。大学院生、大学生をはじめとして国民的運動によって 2006 年度を最後に行われなかった国立大学の授業料値上げが、大学ごとの値上げという形によって再びされようとしている。優良な教育には応分の対価を求める自己責任論的発想は、教育がビジネスの一種として運営されるという事態が到来したことを意味する。第二次安倍政権の発足以後、国立大学に対しての国旗掲揚や国歌斉唱の要請という形で、新保守主義的影響を大学が受けている。

（1）国家戦略と大学政策

現在に連続する大学政策が開始した時期は、2015 年 4 月のガバナンス改革に関する改定学校教育法・国立大学法人法の施行、2016 年 1 月の第 5 次科学技術基本計画の制定、2016 年度からの国立大学第 3 次中期目標期間の開始といった、代表的な政策の適用時期として考えることができる。この期間における政策の変化は、大学をただ産業界の要求に従わせるだけでなく、国家戦略としての経済政策において、産業界への要求と大学への要求をリンクさせて政策を策定する傾向が出現したことを指摘できる。そのような動きが現れている一例として、「成長戦略」と称される基本的な国家戦略の文書における大学改革の具体的記述の増大と、それらを反映し、記述まで類似した大学政策文書の出現に示される。その関係の一つは、例えば文部科学白書では、「グローバル人材」「イノベーション人材」の育成が研究とともに大学の主目的であるという記述を従来していたところ[2]、2016 年版以後は、これまで見られなかった「第 4 次産業革命」そのものの説明と、それに大学そのものが適応するとともにそれに大学が適応するとともに人材育成を行う趣旨の記述に書き換えられている[3]。この「第 4 次産業革命」は、2016 年 6 月の日本再興戦略 2016 以来、主要な国家戦略のキーワードとなっている。また、2016 年 1 月に閣議決定された第 5 期科学技術基本計画において提唱された造語である「Society 5.0」[4]が、統合イノベーション戦略で実現のためのイノベーションの拠点として規定されたり、2019 年度予算案において国立大学が「Society5.0 の実現に向け、人材育成の中核・イノベーション創出の基盤としての役割」を設定されたりと重要な目標となっている。一般的に第 4 次産業革命の要因として知られるサイバーフィ

[2] 文部科学白書 2014, p. 206 や文部科学白書 2015, p. 210 など。
[3] 文部科学白書 2016, p. 202 および文部科学白書 2017, p. 218。
[4] Society 5.0 は、データサイエンスを基盤に実現をめざす社会のあり方を指して使用されている造語である。なお、ドイツ政府によって提唱された”Industry 4.0”が、語感が似ているが別の用語として知られている。

ジカルシステムや、それを構成するデータサイエンス、スマートマニュファクチャリングなどの技術と、それによって影響を受ける社会についての学問的関心が高いことは事実である。しかし、高等教育政策や科学技術政策にとどまることなく、たとえば「未来投資戦略」などの基本的な経済政策で、具体的な大学に対する要求や、産業、行政と大学の関係のあり方が規定され、それによって大学は今までになかった影響を受けている。

（2）国立大学政策

2019 年の通常国会における安倍首相の施政方針演説で、「我が国から、新たなイノベーションを次々と生み出すためには、知の拠点である大学の力が必要です。若手研究者に大いに活躍の場を与え、民間企業との連携に積極的な大学を後押しするため、運営費交付金の在り方を大きく改革してまいります。」と、大学改革を進めることを宣言するなかで国立大学運営費交付金について具体的に言及した。国立大学運営費交付金は国立大学の運営の基盤となっている予算である。2019 年度予算では、この予算に占める競争的配分の額が 1 割近い 1000 億円に拡大された。この競争的配分は、これまで大学の評価に応じて配分されていた機能強化経費の額を増額するとともに、これまで大学が自由に使途を決めることができた基盤経費にも評価対象となる枠を設けることにより拡大された。拡大された競争的配分の額は約 800 億円であり、まさに国立大学のあり方を大きく変容させ、劣化させるものである。この運営費交付金の制度改正は、2018 年 11 月 20 日に突如として財政制度等審議会で提案されたものが予算案に反映された。この配分基準では、首相が「民間企業との連携に積極的な大学を後押し」とするように、産学連携研究やそれによる資金獲得実績を反映させることが予想され、大学がますます産業界に協力する研究に偏重し、そうでない分野の位置づけの低下も考えられる。また財政制度等審議会で根拠とされたデータには大きな問題があることが国立大学協会により指摘された[5]。問題がある財務省による主張には、「国公立大学への学生一人あたり公的支援は主要先進国の中でトップクラス」という主張が「具体的にどのようなデータを用いたのかが全く分からない」と指摘されるほか、「日本の論文 1 件あたりの研究開発費が高額である」、「科学技術関係予算の対 GDP 比の伸びが先進国と遜色ない」などの主張も、恣意的なデータの提示をもとに導いており不適切であることが指摘された。現在すでに大幅に不足している国立大学の運営資金を、より一層削る政策は悪影響が大きく危惧される。

2019 年度のもう一つの大きな国立大学改革の動きは、国立大学の法人統合を認める国立大学法人法の改正である。2019 年 5 月 24 日に改正施行となった。制度としては、国立大学法人が複数の大学を運営することができるほかに、一大学の法人であっても学長と別に理事長を置くことができるという変化がある。すでにこれに基づく統合計画として、名古屋大学と岐阜大学が統合した東海国立大学機構の形成、静岡大学と浜松医科大学の統合、小樽商科大学、帯広畜産大学、北見工業大学の統合、奈良教育大学と奈良女子大学が統合した国立

[5] **国立大学協会, 国立大学法人制度の本旨に則った運営費交付金の措置を!,** https://www.janu.jp/news/files/20181102-wnew-seimei.pdf.

大学法人奈良の形成が検討されている。このうち特に岐阜大学や静岡大学では学内議論が不十分であることによる大きな反対の声が起こっている。この制度により学長と理事長が分離された場合には、大学運営がいっそう外部理事の影響を受けることや、理事長が問題を起こした場合に歯止めがきかず、大学運営に影響を来しうることが問題として指摘されている（2020 年度に予定されている国立大学の授業料値上げに関する問題は、本章 3 節並びに 2 章 6 節を参照）。

（3）私立大学政策

私立大学は、学生数が大学院で 33%、学部では 74%という相当な割合を占めており、高等教育の中で不可欠の役割を担っている一方、私立大学への助成、私立大学の学生への支援は諸外国と比べて少なく、また国立大学学生との負担は大きな差となっている。この中で日本私立大学連盟は、「高等教育政策に対する私大連の見解」を発表した。この中では現在の高等教育政策が、「一律の基準や強制力を伴った施策」により私立大学の自主性を損なうものとなっていることを中心に問題を指摘し、対応を政府に求めている。国立大学のみならず私立大学でも大学の運営が政府の統制を過剰に受け、研究、教育に影響する事態となっていることに対する反発の動きといえる。

（4）研究開発政策

研究の推進についての政策はまさに「選択と集中」の原理が反映されている。統合イノベーション戦略に見られるように、大学や研究機関での研究は、Top10%論文数として数量的に評価を受ける研究を推進することと、産業界で役立つ技術開発としての「イノベーション」研究が支援の目標となっている。研究支援制度の中でも大型プログラムとして、2018 年度までの ImPACT に代わる制度としてムーンショット型研究開発制度が創設され、予算案で約 1000 億円が計上されているが、これも「破壊的イノベーション」として応用性のある研究に限定される。基礎研究への支援は少ない現状が続いている。この点についてはノーベル賞受賞者のなかで大隅良典氏が「現在の科研費、とりわけ基盤研究の絶対額が不足しており、採択率がまだ圧倒的に低い。今の２、３倍になれば大学などの雰囲気も変わる」[6]と指摘するように、基礎研究は求められる数に比して実際の資金によるバックアップが非常に少ない状況が続いている。

（5）人材育成政策

大学、研究機関の研究者の育成は、将来の研究基盤の質に影響する重要な課題である。若手研究者に対する支援が必要であるという認識は、現在の高等教育政策にもあり、「世界で活躍できる研究者戦略育成事業」「国際競争力強化研究員事業」が来年度新たに開始することや、財政制度等審議会による「平成 31 年度予算の編成等に関する建議」でも、若手教員比率を運営費交付金配分で考慮する、若手教員の処遇を改善するという記載があることなど

[6] **「科研費について思うこと」**, https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/29_essay/data/no78_ohsumi.pdf.

の政策がある。しかし、これらの対象はあくまで一部の実績のある若手研究者にとどまっている。現在博士課程在籍者が減少している原因は、研究者としての安定したポストが少ないからであり、その全体数を変えないまま、一定の評価を受けている研究者の中の一部のみを対象とした政策を実施しても、博士課程在籍者の数の増大にはつながらない。若手研究者支援といっても、すでに競争力をもった一部の研究者を支援するだけでは、日本の研究基盤を将来にわたって充実させることにはつながらない。

一方で、大学院生に影響する制度としては、卓越大学院制度が開始され、その中で研究奨励金を支給することが可能となった。少しながらも大学院生の支援制度が増えたことは評価されることである。

イノベーションを求める経済政策の中でリカレント教育の推進が求められ、政策としては、社会人受け入れを行う大学への補助や、「Society 5.0 に対応した高度技術人材育成事業」が実施されることとなる。これにより大学院へ入学した者が、安定して研究ができ、雇用者から安定した待遇を受けられるように制度が運用されるか注視する必要がある。

（6）大学改革への対抗

2019 年 2 月には、「大学の危機をのりこえ，明日を拓くフォーラム」（略称：大学フォーラム）が設立された。大学フォーラムは、現在の大学の直面する「危機」として、「基盤的経費の削減による教育研究の土台の弱体化」と、「不断の『改革』の押しつけによる大学の疲弊」の 2 点があるとし、大学の運営での自主性の尊重と、高等教育への公財政支出の増大を現状に対する対案として求めている。また、学費負担の軽減も同時に求めている。これまでも大学院生、大学生、大学教職員は大学改革の問題を是正する要求をしてきたが、この大学フォーラムでは発起人に梶田隆章氏、呼びかけ人に白川英樹氏の両ノーベル賞受賞者を擁し、呼びかけ人はこれまでの大学政策に関して発言してきた人びとよりも広い人びとから構成されている。大学の教育研究環境の劣化に関する現状が、より社会に発信され、現在の政策の改善につながる役割を担うことが期待される。

第 2 節　軍学共同の進展

（1）軍学共同に関する動向について

日本の軍学共同に関する情勢分析をするにあたって、まず「防衛白書」[7]などから政府の問題意識を、とりわけ技術・研究開発に焦点を当てながら確認しておきたい。近年、欧米では国防費の大幅な増大のもとで、防衛生産・技術基盤の維持・強化のための取組を進めている。欧米においては、防衛産業の合併・統合が進み、同盟国・友好国間での共同開発・生産や技術協力を加速させている。また、各国政府は、企業や大学などへの資金提供による国防研究開発も進めている。その中で開発された欧米諸国の兵器は、近年中国の影響力拡大のもとでアジア各国が相互促進的に導入を進めている。政府の認識によれば、軍事的緊張が高まっている。

[7] ここでは「防衛白書　平成 30 年度版」を参考にしている。

日本政府は、以上のような認識の中で、次のような動きを見せている。集団的自衛権の行使を容認する閣議決定が 2014 年 7 月 1 日になされた。この集団的自衛権の行使を容認する流れを受けて、反対運動が広がっていった[8]が、安倍内閣は、2015 年 9 月 19 日に安保法制＝戦争法を強行採決の末に成立させ、10 月 1 日にはその推進主体として防衛装備庁を発足させた。集団的自衛権の行使を容認する閣議決定に対して、憲法 9 条に反するという批判と共に、憲法 9 条に反することを閣議によって決定し、これを根拠に安保法制＝戦争法を成立させたことは民主主義に反することであり、また、憲法 99 条・憲法尊重擁護義務に反するものであるという批判が相次いだことで、安保法制＝戦争法に反対する運動は広がりを見せたといえる。この後、2016 年 11 月 15 日には、この法律に基づいて南スーダンへの自衛隊海外派兵に対して武力行使を可能とする「駆けつけ警護」任務の命令が発せられ、安保法制＝戦争法が着実に動き始めている。直近では 2020 年 2 月下旬にイランへの自衛隊派遣が行なわれた。これに対して、安保法制違憲訴訟が各地で繰り広げられている。

（2）軍学共同を推進する「安全保障技術研究推進制度」について

これらの動向を背景として、大学等における研究活動に多大な影響を与えている。先進的な民生技術の軍事転用を目的とする「安全保障技術研究推進制度」による影響が大きい。2014 年 4 月に武器輸出三原則を事実上撤廃し、防衛装備移転三原則が策定され、一定条件を満たせば武器の輸出が許可されるようになった。この武器の製造にあたっては、内閣は大学や研究所、民間企業の技術開発を動員する必要に迫られる。そこで、個々の研究者を軍事研究に参画させるために、2015 年度より始まったのが「安全保障技術研究推進制度」という、防衛装備庁が自衛隊の防衛装備品に応用できる大学や公的研究機関などの最先端研究に資金を出す競争的資金制度である。応募資格は大学や研究所、民間企業の研究者であり、「軍」が「学」と「産」を巻き込み、この三者を「官」が結び付ける体制の構築を目論んでいることがうかがえる[9]。この制度に採択された研究には、研究進捗を管理する「職員（プログラムオフィサー）」が付けられる。この問題点については、日本学術会議の声明において次のように指摘されている。「防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」（2015 年度発足）では、将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ、外部の専門家でなく同庁内部の職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入が著しく、問題が多い」[10]。

「安全保障技術研究推進制度」の予算について[11]は、2015 年度は 3 億円、2016 年度は 6 億円であったが、2017 年度の安全保障技術研究推進制度の予算には 110 億円が計上され、

---

[8] 例えば、自由と平和のための京大有志の会が発表した声明書がある。
http://www.kyotounivfreedom.com/manifesto/
（最終閲覧日：2017 年 3 月 6 日）

[9] 池内了『科学者と戦争』岩波新書，2016 年、68－69、94－95 頁

[10] 日本学術会議「軍事的安全保障研究に関する声明」2017 年 3 月 24 日
http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/division-2.html （アクセス日 2019 年 3 月 19 日）

[11] 防衛省「各年版　わが国の防衛と予算」を参照。
https://www.mod.go.jp/j/yosan/yosan.html （アクセス日 2019 年 3 月 19 日）

2018 年度は 101 億円、2019 年度にも同額の予算が付けられた。2016 年度に応募総数が減少したことが影響しているのかその詳細は不明ではあるが、予算の大幅な増額が行なわれた。大学での研究費配分が少なくなってきていることから、背に腹は代えられずなくなく申請する者が出てくることが想定され、多額の予算をつけて誘導しようとしている現状は「研究者版経済的徴兵制」[12]と称されるべき状況である。

実績に関しては、2017 年度までに 33 件の研究課題が採択された。初年度は大学等からの応募が全体の 53%を占めていたが、2018 年度には 16%にまで低下している。また、応募総数も 2015 年度の 109 件から 2018 年度の 73 件にまで低下している。大学などからの応募が減少している背景として、後述するような反対運動や世論の高まりがあると考えられる。もっとも、2019 年には筑波大学が「大規模研究課題（Ｓタイプ）」で申請を行い、大学として初めて認定を受けるなど、予断を許さない状況にある[13]。

(3)「安全保障技術研究推進制度」の「正当化」論理について

ところで、この「安全保障技術研究推進制度」に研究者を誘導するために使われているのがデュアルユースという論理である。ここでのデュアルユース論とは、科学研究の成果は民生利用（平和利用）にも軍事利用にも使える性格を持つから、科学研究を単純に民生研究か軍事研究か分けることはできない、という議論・主張である。日本学術会議が安全保障と学術に関する検討委員会を設置した理由にも「軍事的に利用される技術・知識と民生的に利用される技術・知識との間に明確な線引きを行うことが困難になりつつあるという認識がある」[14]と謳われていることから、この議論・主張を従来の学術行政からの転換の根拠としていることがうかがえる。この議論は、科学はデュアルユースだから、それを悪用されてもそれは科学者には罪がなく悪用した者にのみ罪がある、という考え方を導き出し、軍事利用につながる研究でも、自らは民生研究としてやっているのであり軍事利用されるのは自らの問題ではないから、安全保障技術研究推進制度の競争的資金を獲得してもよい、という判断を下すことができ、研究者が結果責任を回避する途を開いたのである。

確かに、科学研究はデュアルユースの側面を有している。とはいえ、軍事利用に加担しない方向を考えれば、軍から供与されている資金を用いて行われた研究が軍事研究であると考え、軍からの資金を使わなければよいことであろう。軍が資金を出すということは、それが基礎的研究であれ軍にとって興味関心があるということであり、研究の方向性に関して軍の関与を強め、軍用化につながる一歩を踏み出しているのである。

これに対しては、そのようにすることで研究者の学問・研究の自由を侵害しているのではないかという批判もあり得よう。とはいえ、次のような問題点がある。「一方は、自己の研

---

[12] 前掲池内了『科学者と戦争』、139－141 頁

[13] 「筑波大、防衛省助成に応募　「軍事研究しない」方針は？」『東京新聞』2020 年 3 月 2 日 https://www.tokyo-np.co.jp/article/ibaraki/list/202003/CK2020030202000130.html（アクセス日 2020 年 3 月 14 日）

[14] 「課題別委員会設置提案書」（最終閲覧日：2017 年 3 月 6 日）http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/anzenhosyo/pdf23/anzenhosyo-setti.pdf

究を飛躍的に展開できる好条件の機会を目の前にして――ことに従前研究費不足のため、研究意欲を抑えて来ざるをえなかった場合――研究者的良心の見地から研究の遂行を熱望しており、他方もまた、学問研究を外在的要因に煩わされないで純粋に学問固有の要求の観点から最も有効に遂行しうる理想的条件をもった・或はもつべきものとしての学問研究共同体の役割を貴重に考え、この研究体制を乱す行動を抑えようとするものである。ことに、このような学外の発意にもとづく研究資金は、その性質上当然に部分的・特殊的であり、大学全体の調和ある研究体制を歪める働きをもつ」[15]。研究者個人の学問研究の自由と「学問研究共同体」の一体性を大学構成員全員が参画して、大学内部の共通理解を得ながら合意を形成していくことを通して調和させていくことが求められるだろう。

（4）軍学共同に対する反対運動

日本の学術行政は戦前の反省から軍学共同には反対の立場をとり続けてきた。日本学術会議は 1950 年 4 月の第 6 回総会で「戦争を目的とする科学の研究には絶対に従わない決意の表明」を発表した。また、1967 年の第 49 回総会で「真理の探究のために行われる科学研究の成果が又平和のために奉仕すべきことを常に念頭におき、戦争を目的とする科学の研究は絶対に行わないという決意を声明する」と発表した。2017 年 3 月 24 日には「軍事的安全保障研究に関する声明」を発表した。また、2018 年 9 月 14 日に名古屋大学において「軍事的安全保障研究の取扱いに係る基本方針」が打ち出された[16]。2019 年 3 月 16 日には日本天文学会が「天文学と安全保障との関わりについて」という声明を発表[17]し、軍事には加担しないことを明確化した。直近の筑波大学による「安全保障技術研究推進制度」への申請と認可をめぐっては、池内了名古屋大名誉教授を共同代表とする「軍学共同反対連絡会」が 2 月に抗議活動を開始し、これまでに 4 千人以上から反対署名が集めているほか、筑波大の学内でも、「日本科学者会議」の筑波大学分会や「安保法制に反対する筑波大学有志の会」などが研究の中止を求め始めている[18]。軍学共同の動きに対して、今後も各方面からの運動の発展が期待される。

第 3 節学費・奨学金問題

（1）2020 年度より施行される大学等修学支援法について

2019 年 5 月に成立した「大学等における修学の支援に関する法律（以下「新修学支援法」）は、法律の立て付けと、制度の運用という二つの側面で問題がある制度である。この節では、上述の二つの面に分けつつ、その問題点を指摘したい。

---

[15] 高柳信一『学問の自由』岩波書店，1983 年、115 頁
[16] 名古屋大学「軍事的安全保障研究の取扱いに係る基本方針」2018 年 9 月 14 日、http://www.nagoya-u.ac.jp/info/20180918.html （アクセス日 2019 年 3 月 19 日）
[17] 日本天文学会 http://www.asj.or.jp/ （アクセス日 2019 年 3 月 19 日）
[18] 「防衛省の助成、筑波大の研究を採択 学内に反対も」『朝日新聞』3 月 9 日 https://digital.asahi.com/articles/ASN3864PFN36UJHB002.html?_requesturl=articles%2FASN3864PFN36UJHB002.html&pn=4 （アクセス日 2020 年 3 月 14 日）

① 制度の目的や趣旨の問題

まず法律がどういった趣旨で作られたのか、またその実施に当たる財政上の問題点など、法律の立て付けにかかわる部分について述べる。まず、この法律は政府によれば高等教育政策として位置づけられたものではない。法律の第一条で述べられている「目的」は以下のようなものである。

> 第一条　この法律は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする[19]。

この条文では、この法律の目的は「我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与すること」とあり、あくまでも少子化への対策を目的としたものであることが述べられていて、日本国憲法第 26 条 1 項[20]や、国際人権規約の社会権規約 13 条[21]に定められた「教育を受ける権利」への正当な応答として位置づけられているとは評価できない。国民の高等教育を受ける権利を保障するという観点が抜け落ちていることは大きな問題である。

また、本法律はその制定において「消費税増税分を充てる」ことが明言されており[22][23]、本来権利であるはずの高等教育の保障が、財源的な制約によって左右されるという構造的問題を有している。消費税の値上げが、権利の保障とトレード・オフであるかのような法律の立て付けは不適切である。それに加え、この法律では今般の高学費の問題が政府による高等教育への支出の抑制から生じていることなどの問題を等閑視しており、高学費による重い家計負担がなぜ生じているかということについて適切な政策的検証を経ているとは評価できない。

また、法律のなかでは、この制度の対象となる条件として大学に実務経験がある教員を配置すること、大学の役員に外部人材が含まれていることなどを求めるなどのいわゆる「機関要件」が定められている。これは大学における教育内容の自治への介入であるとともに、就学困難な世帯の学部生が普遍的に利用できることを前提としていない点で大きな問題がある。

---

[19] 文部科学省ホームページ「大学等における修学の支援に関する法律（概要、条文、新旧対照表）」 https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/detail/1409378.htm（2020 年 2 月 29 日閲覧）

[20] 「第二十六条　すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」文部科学省ホームページ「日本国憲法（条文抜粋）」 https://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/a002.htm（2020 年 2 月 29 日閲覧）

[21] 13 条 2 項 C に高等教育の漸進的無償化が規定されており、日本政府もこれを批准している。

[22] 文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度について」 https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/（2020 年 2 月 29 日閲覧）

[23] 柴山文科大臣（当時）は、全国の都道府県の教育委員会に対し、すべての高校生と保護者に対して、今回の制度の財源が消費税であることを伝える「メッセージ」の周知を徹底するよう指示を出している。しんぶん赤旗 2019 年 6 月 26 日「“大学修学支援は消費税が財源” 生徒・保護者に増税合理化」 https://www.jcp.or.jp/akahata/aik19/2019-06-26/2019062615_01_1.html

②制度の運用上の問題

まず第一に指摘しなければならないのは、この新制度の対象から大学院生が外されていることである。大学院生は、研究を遂行すると同時に教育を受ける存在であり、教育を受ける権利を保障されるべき対象であるのにも関わらず、この制度においては無視されている。法律の運用が発表された当初、もともと存在した国立大学の授業料減免制度（以下、旧制度）を新制度に置き換える関係から、およそ 1 万 7 千人以上に上る旧制度を利用する大学院生[24]の支援が打ち切られることが懸念された。問題点の指摘を受けて文科省は、新制度の対象とならない大学院生に対しては国立大学の授業料減免制度を維持する予算措置をとることを発表したが、存置される旧制度に対する予算措置が 2019 年度の 355 億円から 2020 年度の 223 億円へと減少している[25]こと、そのうちの大学院生向けの予算額が明示的に示されていないことなどから、今後の運用には注視が必要である。

また、私立大学に通う大学院生についても、まったく無関係といえない状況が生じている。もともと私立大学では、それぞれの大学で実施する授業料減免制度に対し、文科省がその費用のうち半分を超えない範囲で予算措置をして支援をする枠組みがあり、これによって私立大学の授業料減免制度が一定維持されてきた[26]。2020 年度の概算要求を見ると、こうした措置のうち学部生向けのものに関しては新制度への移行に伴って廃止される見込みであり、また大学院生向けのものは概算要求に文言で確認できるもののその具体的な予算規模は明記されていない[27]。

次に、主な制度利用者として想定されている学部生について述べる。

まず、私立大学に通う学部生については、もともと存在する各大学の実施する修学支援制度が自主的なものにとどまっていてその対象が非常に限られていたことから、今回の制度の創設によって支援を受ける学部生が量的に拡大したことは一定評価できる[28]。ただ、その減免の対象となるのは入学金と授業料のみであり、私立大学の多くで設定されている施設設備費や実習費は減免の対象から外されている。特に芸術系、医学系などではこれらの費用が高額に上ることも多く、実際に学生が負担する「学費」全体から見たときの負担軽減が不十分な点がある[29]。

---

[24] 2019 年度高等教育局概算要求 3 ページより
https://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/__icsFiles/afieldfile/2018/09/04/1408721_008.pdf
（2020 年 3 月 1 日閲覧）

[25] 令和 2 年度高著教育局主要事項 2 ページ下部にある「※「授業料免除の実施」については、高等教育修学支援新制度の授業料等減免分（内閣府計上）の 264 億円を含め、487 億円を計上。」の表現から計算。
https://www.mext.go.jp/content/20200114-mxt_kouhou1-000004025_08.pdf（2020 年 3 月 1 日閲覧）

[26] 2019 年度の予算では私立大学の授業料減免制度に対する予算措置は 137 億円、その対象となる学生（学部生・院生の合計）は 7 万 3 千人とされている。2019 年度高等教育局概算要求 3 ページより（リンクは同上）。

[27] 例えば文科省高等教育局私学部「令和２年度予算（案）私学助成関係の説明」2 ページなど。
https://www.mext.go.jp/content/20200114-mxt_kouhou1-000004025_09.pdf（2020 年 3 月 1 日閲覧）

[28] ただし、新制度の導入によって大学が独自の修学支援制度を廃止するという事例が報告されており、各大学における細かな対応には注視が必要である。

[29] 文科省による調査「平成 30 年度 私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額（定員１人当たり）の調査結果について（https://www.mext.go.jp/content/20191225-mxt_sigakujo-000003337_1.pdf）」によれば、平成 30 年度の学部生一人当たり平均額で文系が約 15 万円、理系が 19 万円弱、医科歯科系が約 88 万

次に、国立大学に通う学部生にとっては、もともと存在した授業料減免制度から切り替わる関係から、これまで減免を受けられていた収入水準の世帯の学部生が支援を受けられなくなり、支援を受けられる学生が縮小することが当初から指摘されていた。こうしたことから文部科学省は、2019 年 12 月に、現時点で在学している学部生に対しては経過措置として当面は旧制度における授業料減免が維持されるよう予算措置をすることを発表した[30]。ただし、2020 年度から入学する新入学部生については完全に新制度のみの適用となり、これまで支援の対象となってきた所得水準の世帯出身の学部生も授業料の減免が受けられなくなる。

また、新制度は留学生をその制度の対象としていないことも問題である。今後新制度に切り替わるなかでこれまでの制度においては進学することのできた留学生が日本の大学への進学を断念することが懸念される。こうしたことは、すでにフランスなどで先行して起こりつつある状況[31]――すなわち域外の留学生からは学費を徴収する制度――と類似した傾向である。すでに一部の私立大学などでは「グローバル化」の標語のもとで大学が「学費を気前よく払う留学生の収益源化」を行っているような状況も生まれつつある。本来は人類共通の知の基盤としての責任を負うべき大学が、留学生を大学の収益源とするような方向性を後追いするものとならないかどうか、今後の展開に注意が必要である。

（2）国立大学の授業料値上げと標準額上限の「自由化」

国立大学の授業料は、2004 年に国立大学が法人化されて以降、文部科学省が省令で定めるいわゆる「標準額」である 53 万 5800 円におおよそ据え置かれてきた。しかし、2018 年から 2019 年にかけて、5 校の国立大学が授業料の値上げに踏み切った。また、2020 年 2 月には、経団連の産学協議会や文部科学省の検討会議などから、国立大学の授業料の法人独自裁量の値上げ上限である 120%を撤廃して各大学が自由に値上げすることを可能にしようという動きが表面化した。この節では、こうした問題について順番に取り上げる。

① 国立大学の授業料値上げについて

2018 年から 2019 年度にかけて、東京近郊の大学を中心に 5 つの国立大学（東京工業大学、東京藝術大学、千葉大学、一橋大学、東京医科歯科大学）が授業料の値上げを発表した。これらの大学ではいずれも、文部科学省の省令で定められている、国立大学法人がそれぞれの裁量で値上げすることが可能な授業料の上限（標準額の 120%）である約 64 万円まで値上げを行った。

これらの大学ではいずれも、教育内容の充実や研究力の向上などをその名目としている一方で、そうした目的にあたって具体的にどのような事業を行い、それに費用がいくらかかる

円、芸術系などその他が 23 万円強となっている。

[30] 共同通信 2019 年 12 月 18 日「国立大在学中の授業料減免維持　1 万 9 千人に特例、激変緩和措置」https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20191218-00000230-kyodonews-soci（2020 年 2 月 29 日閲覧）

[31] “France to increase non-EEA university tuition fees（フランスが非 EEA 協定国の留学生の授業料を上げることを伝える記事）” https://thepienews.com/news/france-increase-non-eea-tuition-fees/（2020 年 3 月 1 日閲覧）

のかといった、授業料の値上げの予算上の算出根拠となる資料はほとんど公表していない。こういった姿勢の背景には、第一に、そもそも学内の構成員に授業料値上げの根拠を説明する努力をほとんどしていないという点で、大学における民主的決定プロセスの無視という問題と、第二に、すべての大学が横並びでほぼ上限いっぱいに上げていることからもわかる通り、大学の経営が厳しいために自己収入をできるだけ増やすという、国立大学の基盤的な運営費交付金が減らされてきたことから生じる経営難という問題がある。

今回値上げを決めた国立大学は、理工系の研究大学である東京工業大学、芸術系の単科大学である東京藝術大学、ほぼ総合大学であり、医・理工・人文社会系のすべての学部を持つ千葉大学、人文社会系の単科大学である一橋大学、医師・歯科医師・看護師などを育成する医系単科大学である東京医科歯科大学など、日本国内で設置されている国立大学のあらゆる形態が含まれており、「改革」への圧力や経営難がその形態を問わずに国立大学に全般的に現れていることが見て取れる。

詳しくは後述の「他団体連携」でも述べるが、これらの国立大学の学生などからは授業料値上げに反対する声が挙がっており[32]、これら国立大学に共通する問題に対応する団体として「国立大学の授業料値上げの中止を求める会」が結成されている。その結成宣言においては、国立大学は高等教育の機会均等に責任があることを指摘し、こうした授業料値上げが、誰もが持つ学ぶ権利をいままで以上に侵害するものであると批判している。

大学院生に対する影響という面では、東京工業大学、東京藝術大学、千葉大学、一橋大学の一部研究科などで大学院生の授業料が値上げされたことが直接の影響を与えている。また、それぞれの大学院で実施される大学院生向けの授業料減免制度がどのような範囲をカバーするものかについてはそれぞれ対応が分かれている。東京工業大学では、授業料では全額・半額免除が通常通り募集される一方、一般的に多くの国立大学で全額が免除される入学金免除は半額の免除のみとなっている[33]。東京藝術大学は現行の授業料減免制度を引き続き実施することを明言している[34]。一方で千葉大学では、2020 年度からの新入大学院生が旧制度の授業料減免を受けられるとは明言しておらず、値上げ分も含めた授業料に対して減免が実施されるかどうか不透明である[35]。一橋大学においては、大学院では経営管理研究科のみ授業料を値上げするとしており、またその開始時期を 2021 年入学者からとしている。この経営管理研究科の授業料減免制度がどのようなものとなるのかについてはまだ公表しておらず、今後その動向に注目が必要である[36]。

こうした授業料の値上げは今後全国的な広がりを見せていく可能性があり、次項で取り上げる国立大学の授業料「自由化」とも関連して、日本社会における高等教育を受ける権利の状況が深刻な後退を余儀なくされる危険をはらんでいる。

---

[32] 毎日新聞 2020 年 2 月 17 日朝刊「国立大５校、授業料値上げ　昨春以降　学生ら、説明不足批判」（https://mainichi.jp/articles/20200217/ddm/041/100/105000c）
[33] https://www.titech.ac.jp/enrolled/tuition/exemptions.html
[34] https://www.geidai.ac.jp/life/exemption/tuition
[35] http://www.chiba-u.ac.jp/campus-life/payment/exemption.html
[36] 一橋大学「授業料減免」http://www.hit-u.ac.jp/shien/fee/exemption.html
なお、このWebサイトでは見出し番号が一部混乱しており、職員が対応に追われていることがうかがえる。

② 国立大学の授業料標準額の「自由化」について

2020 年 2 月 21 日、読売、日経、朝日など各紙で一斉に、文部科学省が法令で定めている国立大学の授業料の上限を「自由化」することを検討する会議を設置したことが報じられた。正確には、この会議では国立大学の経営基盤の強化を図るための“規制緩和”を検討するものとされており、このなかでは①授業料の自由化、②学生定員の自由化、③長期借入・大学債発行の要件、④その他自主財源確保策などを検討するものとしている[37]。授業料の自由化及び定員の自由化については、この会議の設置に先立つ 2 月 3 日に日経新聞から報道があった経団連と大学関係者でつくる産学協議会での検討事項と共通するものであり[38]、内容のとりまとめがまだ公表されていない[39]ために詳細は不明だが、産学協議会に参加した経団連の企業関係者と一部の大学関係者とのコンセンサスの下でこうした内容が決められた可能性もある。

朝日新聞の報道[40]によれば、こうした授業料の「自由化」について文科省担当者は「国立大には教育の機会均等という使命がある。私立大のように値上げすればよいというものではないが、検討しないのもおかしい」などと述べ、あたかも自由化が一律に授業料値上げにつながるものではないかのような説明をしているが、授業料の値下げに関しては現在なんらの規制もないことを考えれば、「自由化」によって可能になるのはもっぱら値上げのみであって、そもそも「経営基盤の強化」のなかに位置づけられている以上この「自由化」が指すのは 65 万円以上[41]への授業料値上げを検討するという以外のものではない。ただでさえ経営難のなかで現行の上限いっぱいまで授業料を値上げする大学が相次いでいるなかで、このような「自由化」がもたらすのは全国の国立大学の高学費化であろうことは明らかである。また、検討会議には地方大学の関係者などは全く参加しておらず、その意見が反映されない構造となっていることや、「自主財源」の名のもとにいわば「大学の私企業化」ともいうべき規制緩和がさまざまに盛り込まれており、国立大学の公共性と、学問の公的な存立基盤を脅かすものとなっており、授業料の値上げのみにとどまらないさまざまな問題を含んでいる。報道によれば、文科省の検討会議では「自由化」の是非に関する結論を 2020 年中に出すこととしており、こうした議論に対する批判を展開することは急務である。

2020 年度は、こうした国立大学の授業料の値上げの動きに反対することが全院協の運動としても大きな課題となる。これまで積み重ねてきた省庁・議員要請のノウハウを最大限生かして情報収集と省庁・国会議員・メディアへのはたらきかけに努めるとともに、加盟校で

---

[37] 文部科学省「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議設置要項」
https://www.mext.go.jp/content/20200226-mxt_hojinka-000005220_2.pdf （2020 年 3 月 1 日閲覧）

[38] 日経新聞 2020 年 2 月 3 日「学び直しの学費、上限規制緩和を　経団連と大学提言」
https://www.nikkei.com/article/DGXMZO55188680T00C20A2EE8000/

[39] 日経の報道によれば、3 月末には提言の報告書が取りまとめられる予定である。経団連のこれまでの政策提言の報告書と同じ体裁であれば、参加した委員もその報告書によって明らかになるため、ここに参加した大学関係者がどういった人物なのかも 3 月末には明らかになるものと思われる。

[40] 朝日新聞 2020 年 2 月 21 日「国立大の授業料、自由化を検討　値上げ相次ぐ可能性も」
https://www.asahi.com/articles/ASN2P64W3N2PUTIL046.html

[41] すなわち、標準額 53 万 5800 円の 120%を超える範囲。

もある一橋大学が授業料値上げを決めていることからも、その院生自治会の構成員などと連携して細かな情勢を共有すること、また「国立大学の会」などとも共同して運動を発展させることが重要である。詳しくは改めて「他団体連携」の節で述べる。

（3）第 6 期科学技術基本計画に向けた給付的制度の動向

もともと、科学技術基本計画においては第 3 期の計画[42]が策定された 2006 年からおよそ 15 年にも及ぶ間、博士後期課程の院生の 2 割に生活費相当の額（年額 180 万円以上）を支給することを目標に掲げ続けてきているにも関わらず、実績としては 10%程度にとどまってきた。2020 年度を最終年度とする現行の第 5 期科学技術基本計画においてもその目標が達成される見込みの薄い中で、2020 年 1 月 23 日に開催された第 48 回総合科学技術・イノベーション会議では 2021 年度から実施される第 6 期科学技術基本計画の策定に向けた「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」が検討された[43]。このなかでは、新しく博士課程に進学する修士院生の 5 割を目標に生活費相当額を支給することを早期に達成することを目指し、これを通じて「博士課程院生の 2 割」という旧来の目標をも達成しようとする取り組みが提案されている[44]。一方で、これらの財源を「外部資金等の多様な財源」「競争的研究費」などとしている点で、基盤的な予算措置が行われるかどうかについては見通しが悪い表現が使われている点には注意が必要である。学術振興会特別研究員の採用枠の拡大や、TA・RA の待遇の改善は全院協としてもこれまで要望してきたことであり、博士課程院生への支援が強調されること自体は望ましいこととである。一方で、財源なども含めてより詳しい内容が明らかになった時点で、速やかに財源上の問題などを指摘するとともに、より望ましい院生支援について政策的な要望を作ることが必要である。

第 4 節　就職問題

昨今の大学院生の就職問題は、アカデミックポストを巡るものから始まり、一般就職や専門職大学院等まで多岐にわたる。大学院生の就職は一般就職からアカデミア、専門職まで多数に存在することなどから多くの問題を抱えている。本項では昨今の大学院生の抱える就職事情、並びに政府の行っている主要政策等について考察していく。

（1）非アカデミックポストへの就職状況

まず修士課程修了者の就職状況についてみていく。文部科学省「令和元年度学校基本調査」（速報値）[45]によると、修士課程修了者に占める就職者の割合は 9 年連続で上昇し、78.6%とのことである。しかし、分野別の進路状況を見ると下図のようになっており、「一時的な

[42] 第三期科学技術基本計画 20 ページより。https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/honbun.pdf
[43] 総合科学技術・イノベーション特別会議「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」https://www8.cao.go.jp/cstp/siryo/haihui048/siryo1.pdf
[44] 前掲資料 6 ページ。
[45] 文部科学省令和元年度学校基本調査（速報値）報道発表、p.11 図 8（https://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/__icsFiles/afieldfile/2019/08/08/1419592_1.pdf）参照、2020 年 2 月 28 日確認

仕事に就いた者」や「正規の職員等でない者」が一定数いることが見逃せない。特に専攻分野の違いが大きく、人文科学や家政、教育では「正規の職員等でない者」が 10%以上存在している。また「その他の者」が人文科学や社会科学では 20%以上存在しており、その実態が把握されていないことは留意されるべきである。

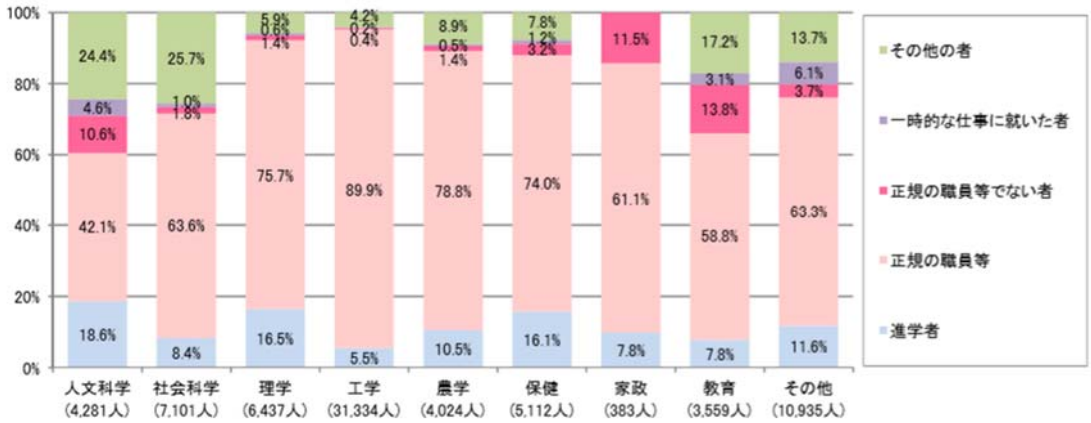

今年度の全院協アンケートでは、「就職活動に不安や不満がある」と答えた者は全体の 76.5%にもおよび、その割合は進学するとさらに上昇する。また、同アンケートでは、「修士卒で民間企業、公務員などに就職」することを希望する者のうち、72.2%が「勉学や研究との両立が困難」、43.7%が「自分の専門分野では就職しにくい」、38.1%が「正規職につけるか不安だ」と答えている。このように、修士で就職することを希望する者の多くが修士課程における勉学、研究の遂行と就職活動との両立困難を感じ、かつ正規職に就職できるか不安を抱き、場合によっては高い学費を払ったにもかかわらず就職する機会を逃すという事態にもなりかねないのである。

また、博士修了後の非アカデミックポストへの就職については、文部科学省の科学技術・学術政策研究所が博士号を得た人たちの追跡調査の結果をまとめた「博士人材追跡調査」第 1 次報告書[46]によると、博士課程修了後、民間企業で働く者は全体の約 30%、それ以外（個人事業主、非営利団体）が計 5.7%である（pp.38-39）。民間企業への雇用の雇用先は従業員 1,000 人以上の大企業である場合が 52.0%で多く、民間企業就職者のうち 86.6%が正社員・正職員である（p.47）。

加えて、非アカデミアでは女性が「正社員・正職員」に就く割合が約 62.2%と、男性の 82.8%に比べて大幅に低い。他方、「派遣・契約」社員は男性 8.1%に対し女性 16.0%、「パート」は男性 3.1%に対し女性 15.5%と、女性の方が非正規社員・非正規職員の割合が高くなっている。これは、博士課程修了者であっても女性が民間企業で活躍することの難しさを示しているであろう（p.69）。また、博士号を取得する時期や就職活動・労働に従事する時

[46] 文部科学省科学技術・学術政策研究所第 1 調査研究グループ「博士人材追跡調査」第 1 次報告書－2012 年度博士課程修了者コホートー［NISTEP REPORT No.165］の公表について、2015 年 11 月（https://www.nistep.go.jp/archives/23876）参照、2020 年 2 月 28 日確認。対象者は 2012 年度に博士課程を修了した者で、大学を介して回答を得られたサンプルから分析。2016 年 11 月 1 日時点の状況について回答を求めている。

期が、女性の結婚・出産といったライフイベントに重なっていることから、企業側の人事・雇用慣習における差別が働いている可能性もある。

（2）アカデミックポストへの就職状況

ここでは、アカデミックポストへの就職状況がどのような状態になっているかを見ていきたい。上述の「博士人材追跡調査」第 2 次報告書[47]によると、2012 年コホートにおいて、博士課程修了後 3.5 年経過しても半数以上の者が任期制の不安定な雇用のままである（第 2 次報告書 p.54）。

図表 15－1－1　アカデミアにおける任期制雇用率の変化

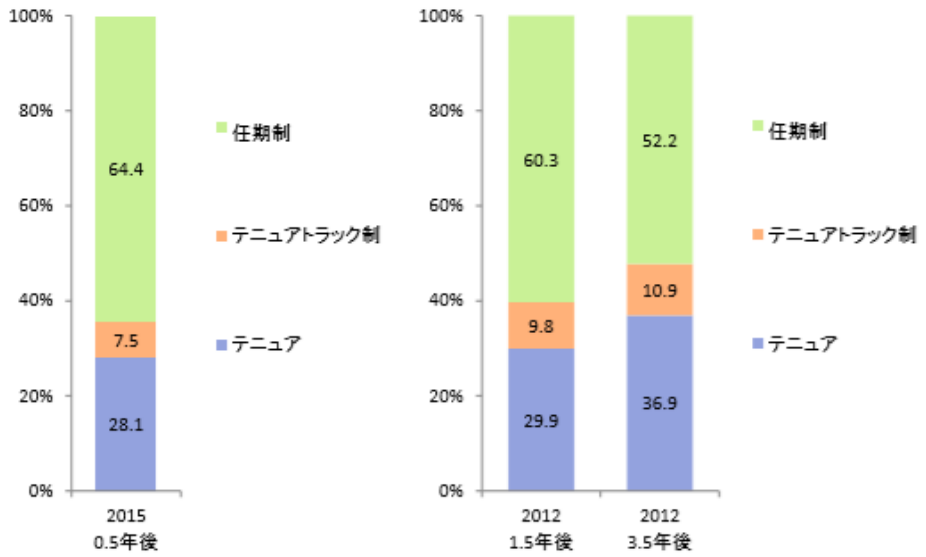

大学数の増加などにより、教員数は、本務者（当該学校の専任の教職員）が令和元（2019）年度は 187,876 人（国立 64,092 人、公立 14,083 人、私立 109,701 人）で前年度より 713 人増加している[48]。

[47]文部科学省科学技術・学術政策研究所第 1 調査研究グループ「博士人材追跡調査」第 2 次報告書、2018 年 2 月（http://hdl.handle.net/11035/3190 ）参照、2020 年 2 月 28 日確認。対象者は 2012 年度および 2015 年度に博士課程を修了した者（有効回答数は 2012 年コホートで 2,614 人、2015 年コホートで 4,922 人）。調査期間は、2012 年コホート 3.5 年後調査で 2016 年 11 月 15 日～12 月 30 日、2015 年コホート 0.5 年後調査で同年 10 月 18 日～12 月 9 日。

[48] 文部科学省令和元年度学校基本調査「調査結果の概要（高等教育）」、p.8（https://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/__icsFiles/afieldfile/2019/08/08/1419592_3.pdf）2020 年 2 月 28 日確認。

表7　本　務　教　員　数　（大学）

（単位：人，％）

区　分	計	男	女	国立	公立	私立	女性教員の割合
平成21年度	172,039	138,509	33,530	61,246	12,402	98,391	19.5
26	180,879	140,135	40,744	64,252	13,013	103,614	22.5
27	182,723	140,290	42,433	64,684	13,126	104,913	23.2
28	184,248	140,525	43,723	64,771	13,294	106,183	23.7
29	185,343	140,400	44,943	64,479	13,439	107,425	24.2
30	187,163	140,669	46,494	64,562	13,840	108,761	24.8
令和元	**187,876**	**140,253**	**47,623**	**64,092**	**14,083**	**109,701**	**25.3**

（引用元：令和元年度学校基本調査「調査結果の概要」p.8）

しかし、教員の絶対数は増えているものの、非正規雇用の割合が高まりつつあり[49]、若手研究者の雇用の不安定さは深刻な状況をきわめている。政府主導で始まったポストドクター等一万人支援計画の余波が未だに残っており多くのポスドクが過度の競争に直面している。ポスドクの雇用に関しては企業側への斡旋も行われてはいるが、未だ全く十分なものとは言えない。なお、小林（2015）[50]は、2004 年度以降の任期制雇用の研究者の増加の要因は、ポスドクでなく特任助教や特任准教授といった任期制教員の増加によるものであると指摘しており、「多様な大学教員職の増加」が近年の傾向であることも見逃せない。

また、とりわけ人文・社会科学系では事実上日本学術振興会特別研究員制度（以下、学振）PD を除いては他に経済的基盤となる制度がなく、ほとんどが非常勤講師として生計を立てなければならないため、アカデミックポストを志望する多くの博士課程修了者が経済的困難に直面している。最低限の経済基盤を学問全分野で確立していくことが望ましい。

総合科学技術・イノベーション会議は、「将来的に大学本務教員に占める 40 歳未満の教員が 3 割以上となることを目指し、40 歳未満の大学本務教員を約 1 割増（2025 年度）」、「若手研究者のポスト確保に取り組む大学に運営費交付金を傾斜配分（2020 年度～）」、「短期的な成果にとらわれず、研究にとらわれず、研究に専念できる環境を確保しつつ最長 10 年間支援する仕組みを創設（2019 年度～）」、「国立大学等におけるポスドク・大学院生等の育成支援における個人寄付の税額控除の追加（2020 年度）」などを掲げているが[51]、こうした経済的支援を競争的資金配分に偏らない形で、普遍的かつ早期に実現することが強く求められ

[49] 文部科学省　科学技術・学術政策研究所（2015）「大学教員の雇用状況に関する調査――学術研究懇談会（RU11）の大学群における教員の任期制と雇用財源について」によれば、東京大学や慶応大学など 11 の主要な研究大学について、任期無し教員は、2007 年度では 19,304 人だったのが、2013 年度では 17,876 人に減少した。一方、任期付き教員は 7,214 人から 11,515 人に大幅に増加していることが明らかになった。

[50] 小林淑恵「若手研究者の任期制雇用の現状」、『日本労働研究雑誌』No.660、2015 年 7 月、p.28

[51] 総合科学技術・イノベーション会議「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」、2020 年 1 月 23 日（https://www.mext.go.jp/content/20200129-mxt_gakjokik-000004531_08.pdf）参照、2020 年 2 月 28 日確認。

ている。

第 1 項と第 2 項を比較することで見えてくることは、アカデミックと非アカデミックの雇用形態に格差がみられた結果である。つまり、大学に残りアカデミックポストに就くという選択をとれば、それだけ雇用が不安定になり、生活が脅かされうることを示している。

なお、性別で見ると女性の方がアカデミアに就職している者の割合が 1 割程度多く、民間企業就職者の割合は低い（下図「雇用先機関（性別）」）[52]。よって、女性の方がややアカデミア志向が強い。それにも関わらず女性研究者支援が不足していることは大きな課題である。

図表 13－2－1　雇用先機関（性別）

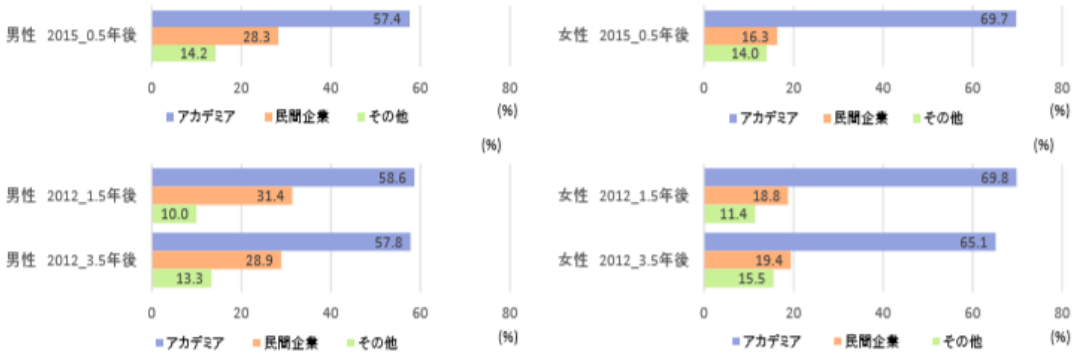

（3）全体の収入状況

文部科学省「博士人材追跡調査」第 2 次調査 p.61-62 では、博士課程修了者のうち 2012 年度修了者（2012 年コホート）について分析している（同 p.概-15）。2012 年コホート全体でみれば、所得階層は修了後 1.5 年後から 3.5 年後にかけて、所得 300-400 万円の層が減少し 600-700 万円の層が増えている。他方で、人文・社会科学系でみると、1.5 年後には 300-400 万円層がもっとも多かったものが、3.5 年後には 100-300 万円層と 600-700 万円層とに山が二分化しており、低所得層が取り残されていることが懸念される。

[52]「博士人材追跡調査」第 2 次調査 p.44

図表 16－1－1　所得の変化（2012 年コホート）

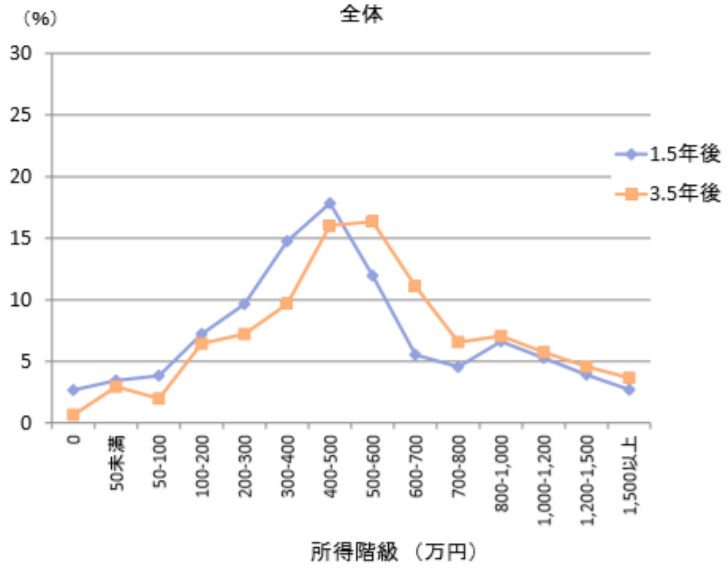

図表 16－1－3　所得の変化（分野別②，2012 年コホート）
人文・社会科学系全体と分野別

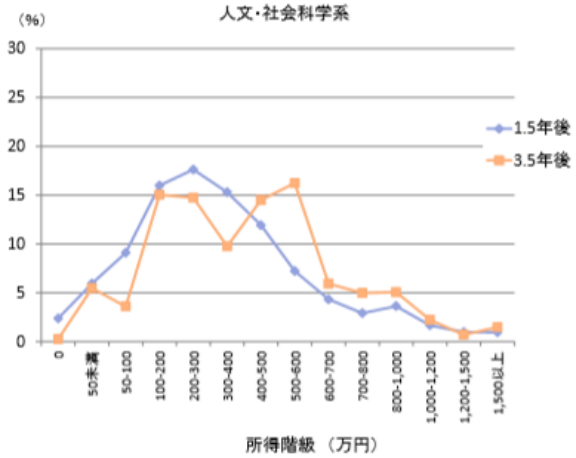

（4）専門職大学院

専門職大学院のうち、ここ数年で急な政策変更等情勢が大きく動いているのが法科大学院である。法科大学院は、2002 年に閣議決定された「司法制度改革推進計画」[53]に端を発し、新司法試験制度導入と、さらなる需要が見込まれる法曹の養成の目的で設置されたものである。

しかし、実際は当初目標とされた司法試験合格者数を大幅に下回ることになり、目標合格

[53] 首相官邸 HP（https://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/keikaku/020319keikaku.html）参照、2020 年 2 月 28 日確認。

者数の削減というかなり急な政策変更[54]までもがなされ、多くの法科大学院生、並びに修了生が路頭に迷う事態となった。さらに、全国にあった法科大学院においても募集停止が相次ぎ[55]、現在にいたっている。

また、当初の想定の上での法曹の需要の大幅な増加がなく、逆に供給過多による低収入な若手法曹が増加した。2017 年以降に司法試験に合格した司法修習生には現在支給されているが、それ以前は、法科大学院制度以後、司法試験合格後の司法修習生に対する経済的支援が廃止されていた。その結果、在学中の多額の奨学金という負債を抱えた貧困若手法曹を生む結果となった。

また、他分野と違い、進学により将来的に就く職業分野が極めて限定される特殊性、いわゆるつぶしがききにくい選択であり、多額の借金を抱えさせる現状は一層健全とは言えない。もちろん、法曹は社会上重要な存在であるため社会で支援し育成すべきであるが、現状の法曹を目指す大学院生の自己負担により競争をさせ、その結果として自己責任を押し付けるようなあり方は決して望ましくない。将来的には法曹分野での人材確保や、志をもった若者の進学の妨げになる可能性もはらんでいる。

（5）科学技術イノベーション総合戦略

2016 年 1 月に閣議決定された第 5 期科学技術基本計画[56]において、以下の 4 つの目指すべき国の姿が挙げられた。すなわち、①持続的な成長と地域社会の自律的発展、②国及び国民の安全・安心の確保と豊かで質の高い生活の実現、③地球規模課題への対応と世界の発展への貢献、④知の資産の持続的創出の 4 つである。このような国の実現に向けて、第 5 期科学技術基本計画では、①未来の産業想像と社会変革、②経済・社会的な課題への対応、③基盤的な力の強化、④人材、知、資金の好循環システムの構築の 4 本の柱を掲げた。

さらに、2019 年 6 月に科学技術・学術審議会研究開発基盤部会より、「『研究力向上』の原動力である『研究基盤』の充実に向けて――第 6 期科学技術基本計画に向けた重要課題（中間とりまとめ）」[57]が発表された。これを見ると、基盤的及び先端的研究施設・設備・機器の持続的整備・開発の重要性が強調され、それを国家の基幹的役割に据えている。同時に、産学官連携による 10～20 年先を見据えた中長期的な研究基盤整備を主張するとともに、研究基盤の運営のかなめとしての技術職員の活躍を促進し、高度技術系専門職人材の育成を推進すべきとしている。最後に、研究開発の生産性を高める研究に取り組む必要を強調しており、新たなイノベーションが求められるとしている。

---

[54] 2013 年に司法試験の合格者数を年間 3,000 人とする計画を撤回し、2015 年には年間 1,500 人以上と下方修正した。

[55] 日本経済新聞 2017 年 8 月 31 日朝刊「法科大学院、半数が撤退――立教も青学も…合格率低迷で拍車、甘い目算、乱立で質低下（真相深層）」参照。

[56] 内閣府 HP（https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5siryo/5siryo.html）参照、2020 年 2 月 28 日確認。

[57] 文部科学省 HP「第 6 期科学技術基本計画に向けた重要課題（中間とりまとめ）」2019 年 6 月 25 日（https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2019/07/05/1418596_01.pdf）参照、2020 年 2 月 28 日確認。

あわせて、2019 年には、「総合イノベーション戦略 2019」[58]も閣議決定された。ここでは、日本における論文の質・量の国際的地位の低下や生産性の停滞、人手不足などに懸念を示し、喫緊に取り組むべき課題として、①Society 5.0 の社会実装の強化、②創業、政府事業・制度等におけるイノベーション化、③研究力の強化、④国際連携の抜本的強化などを挙げている。

人材育成・確保に関する面に注目すると、研究開発人材の流動化促進、研究開発段階から社会実装を念頭に置いた取り組み、世界中からトップ研究者を囲い込んで挑戦的な研究開発を加速すること、官民が協調しての若手研究者育成などの提起がなされている。

具体的施策としては、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」として、「若手研究者のポスト及び研究資金への重点化、テニュアの拡大、任期の長期化」、「女性研究者・外国人研究者も含めたインクルーシブなキャンパスの実現」、「産業界を巻き込んだ流動性の向上に向けた方策」、「研究に優れたものが研究に専念できる仕組みづくり」、「技術職員の組織的育成、スキルアップの促進、活躍の場の拡大」などがかかげられている。

これらを見るに、産業と学問の連携が色濃く打ち出されており、産業界の求める「Society 5.0」やイノベーション促進のために、研究者が自身の研究をそれに寄せていかなければならない傾向がいっそう強まるのではないかと懸念される。また、成果が出るのに比較的時間がかかる分野や、あまり社会的に研究の意義が浸透していない分野にとっては、企業の援助を得るのが難しいことも考えられる。こうした産業界および政府主導の急速な大学改革ゆえに、我々の自由な学問探求の場としての役割が失われかねない。

（6）非常勤講師をめぐる問題

今年度の全院協のアンケートによると、非常勤講師に従事する大学院生の割合は 7.3%であり、その多くが博士課程以上の者であった。2015 年 4 月 1 日に施行された改正労働契約法により、有期雇用契約が繰り返し更新され、通算 5 年を超えると労働者の申告により無期雇用への転換が可能になった（無期転換請求権の発生）。そこからちょうど 5 年になるのが 2018 年 4 月であったが、実際に非常勤講師の雇い止め問題が大きな問題になっている。

労働組合の働きかけにより有期雇用職員の契約更新の上限を 5 年と定めていた学内規則を撤廃させた東京大学などの大学もある一方で、一部大学では、無期転換権を 10 年以上に延長するケースも見られている[59]。上述の改正労働契約法の特例措置として、大学などで専門的な知識や能力を必要とする研究開発業務にたずさわる人に対して、無機転換権を 5 年以上から 10 年以上に延長する法律が成立した。これは専門的な職員にのみ適用されるため、一般の非常勤講師は対象にならない。それにもかかわらず、これをよく理解せずに「非常勤講師の無期転換請求権は 10 年以上働いてから」と主張し 5 年での無期転換を拒否する大学が数多く発生している。2019 年 1 月 4 日時点で、慶応義塾大学、中央大学、東海大学をは

[58] 内閣府 HP「総合イノベーション戦略 2019 本文」（https://www8.cao.go.jp/cstp/togo2019_honbun.pdf）参照、2020 年 2 月 28 日確認。

[59] Business Journal「慶応大学と中央大学、非常勤講師の労働契約で違法行為…5 年での無機雇用転換を拒否」、2019 年 1 月 4 日（https://biz-journal.jp/2019/01/post_26103.html）参照、2020 年 2 月 28 日確認。

じめとした 20 以上の大学がこの「10 年ルール」を適用しているという。

また、山梨学院大学では 5 年以上勤務して無期転換権を有している非常勤講師を雇止めにする、労働基準法に定められた手続きにのっとらずに非常勤講師の定年切り下げを行うといった違法行為を行っていたことが明らかになっている[60]。

さらに、桜美林大学では、英語の授業のベルリッツ・ジャパンへの外注化を大学側が一方的に通知するといった問題も生じた（しかし、首都圏非常勤講師組合による交渉で通知を撤回し、2021 年以降に外注化をする場合でも解雇や雇止めを行わないよう努力すると約束した）[61]。

文部科学省は非常勤講師にも大学が指示･命令をして教育の質を確保するのが望ましいとの観点から、「単位の認定など授業そのものを行う非常勤講師は直接雇用すべきだ」という立場をとっているが、その一方で契約形態について大学に通知は出しておらず、個別の大学の状況も把握していないという。国立大学に関しては、以前は国が大学の講師を任用していたが、2004 年の国立大学法人化直後に業務委託に変えている大学が多い。業務委託では基本的に、大学側は非常勤講師の社会保険料を負担する必要がなく、福利厚生の提供も求められない。ただ、業務委託であっても、指揮・命令を受けて働いているといった「労働者性」が認められれば、雇用関係にある労働者と同等の権利が保障される。これが認められるかどうかは、契約の表面的な形式にかかわらず、指揮・命令がどの程度あるか、勤務時間・場所がどの程度拘束されているか、といった実際の働き方に基づいて判断される。大学の非常勤職員は文部科学省もその「労働者性」を認めていることが確認できるにもかかわらず、上記のような労働者と同等の権利が保障されないのは極めて問題である。

（7）次年度へ向けた展望

以上、昨今の大学院生の就職状況に関して、どの程度就職できるかだけではなく、就職した後はどうなるのかに関してみてきた。大学院で研究するにあたっての様々な困難を抱えているだけでなく、特に人文系の研究科では就職できるかどうかという壁があり、そしてアカデミックポストを得ようとする場合には厳しい労働条件が待っており、このような大学院生の実態は日本社会の学問に対する姿を如実に現していると考えられる。普段の生活はもちろんの事、将来のことに関しても、人間として生活していけるような状態を誰もが保障されなければならないし、大学院生もそれは同じである。将来が安定していれば、大学院進学を志す学生も増え、研究にも安心して打ち込めることができ、より良い成果が出るのではないだろうか。我々は大学院生の就職問題に対し、その実態をいっそう明らかにし、精力的に要請等の行動を行い、少しでも大学院生の将来の不安をなくせるようにしていく必要がある。

---

[60] 現代ビジネス「山梨学院大学で異常事態…『非常勤講師切り捨て』とモラルの崩壊」、2019 年 8 月 18 日（https://gendai.ismedia.jp/articles/-/66497）参照、2020 年 2 月 28 日確認。

[61] Business Journal「桜美林大学、英語授業外注化を一方的に通知、詳細説明せず…外国人講師との団体交渉拒否」、2019 年 12 月 29 日（https://biz-journal.jp/2019/12/post_135196_2.html）参照、2020 年 2 月 28 日確認。

第 2 章　2019 年活動総括

第 1 節　2019 年度大学院生の研究・生活実態に関するアンケート調査

全院協では、大学院生の生活の実態を把握し、客観的にその条件を分析するために、全国の大学院生を対象にした「大学院生の研究・生活実態に関するアンケート調査」を行っている。2004 年から始まった本調査は 2019 年度で 16 回目を数え、一定の蓄積を重ねてきた。本節では、今年度のアンケート調査の経過を振り返り、その成果と今後の課題を検討する。

第 1 項　調査票の配布・回収・集計

アンケートの調査項目と回収目標数は、2020 年 6 月 1 日の第一回理事校会議での議論を踏まえて決定した。今年度の当初目標は、紙版のアンケート回収数が減少傾向で Web 版の相対的重要性が増していることなどを念頭に、前年度の実績 702（紙版 43、Web 版 659）を踏まえ、紙版 100、Web 版 700 合わせて 800 集めることを目標としていた。

調査票については 6 月 9 日に紙版を関東事務局で印刷、掲示・配布用のアンケート周知ビラとともに各院協・自治会へ送付すると同時に、Web 版を同日リリースした。紙版の最終締め切りを 8 月 30 日、Web 版の締め切りを 9 月 15 日とし、その後の回収を進めた。Web 版については全院協ブログ、Twitter 等などの全院協が運用するインターネット媒体で宣伝するとともに、全国の学協会に向けてメールで協力依頼を行った。

最終的な回収数は Web 版 842 件、紙版 17 件で合計 859 件となって目標は達成したものの、紙版の回収数が絶対数としても大幅に減少し、Web 版の回収に依拠した回収実績となった。大学数は 129 校に上り昨年度を上回った。この背景には、学協会リストを更新・大幅に拡大し 992 の学協会に依頼を行ったことがある（2018 年は 756、2017 年は 470）。こうした取り組みの結果、60 の学会から学会メーリスへの転送や学会ウェブサイトへの掲載などを通じて協力が得られた（昨年実績 46 学会）。

▼日毎回答件数（Web 版）

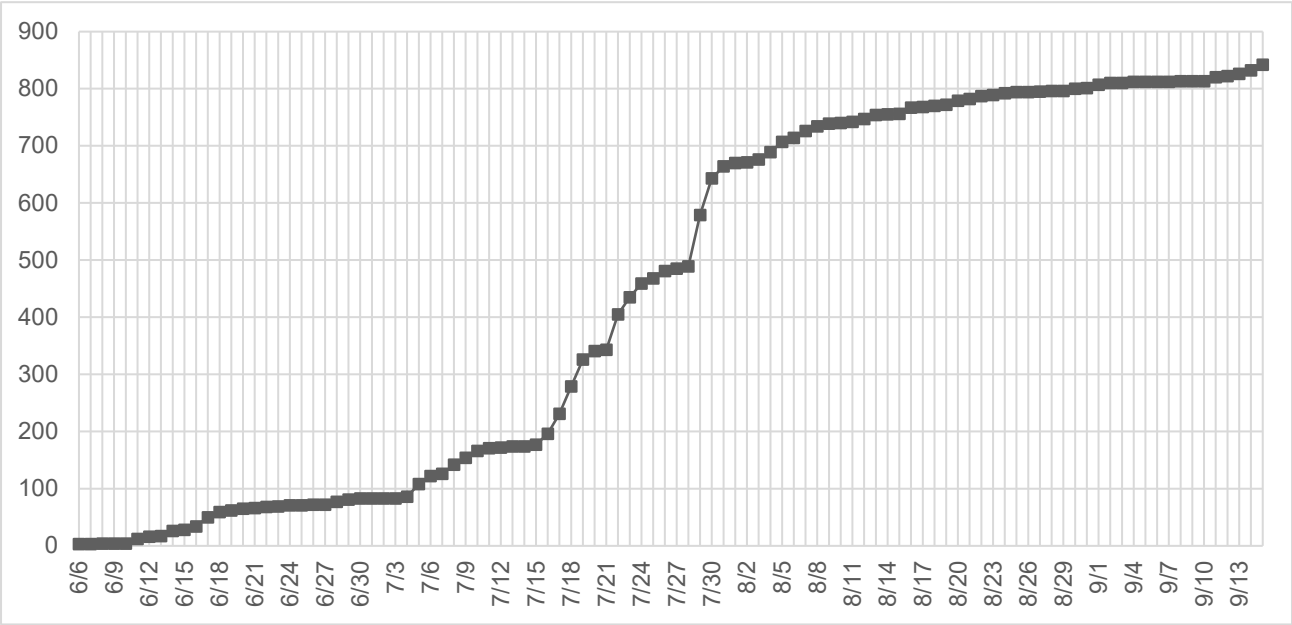

回答者の属性としては、例年では文系が多い傾向が続いていたのに対し、理系の割合が増加している。この要因としては、文系の割合の押し上げ要因となっていた一橋大学からの紙版の回答数が減少したこと、学会を通じた協力では理系の院生が多くこれに包摂されていたことなどが考えられる。

Web 版の回答数が伸びたことの背景には、上述の学協会からの協力が得られたことがもっとも大きいが、Twitter を用いた宣伝による効果もあったものと推測される。今年は、一定程度の数の回答が寄せられた時点で、自由記述を抜粋して Twitter 上で院生の声として紹介した。これらのツイートは院生のユーザーから一定の共感を集め、これが回答数の増加に寄与したものと思われる。

紙版の回収数は大幅に下がることになった。これは、多くの院協・自治会の役員の担い手と全院協事務局との間でコミュニケーションが不足していたこと、紙版アンケートの集計などの負担が各院協の担当者に集中してしまうことなどから紙版が敬遠されたことが考えられる。紙版アンケートはそれぞれの院協や自治会において顔の見える関係を前提としており、そうした関係性の希薄化という側面も現れている恐れがある。いずれにせよ、今後の紙版アンケートの実施に当たっては、その前提となっていた全院協事務局と各院協・自治会役員との間のつながりを再建・強化すること、各大学での院協・自治会の活動を援助し活発化させることを同時に行うことが必要である。また「アンケートを集める」という活動それ自体が、院生同士のコミュニケーションを後押しし、上述のつながりや活動の活性化に寄与する要素があるとも考えられるため、今後も必要に応じて紙版アンケートを作成・配布・収集することが望ましい。

▼歴代アンケート回収数

年度	‘04	‘05	‘06	‘07	‘08	‘09	‘10	‘11	‘12	‘13	‘14	‘15	‘16	‘17	‘18	‘19
総数	658	566	453	466	457	616	790	777	755	799	1000	1051	574	804	702	859
Web 版	—	—	—	(100)	41	135	130	137	220	311	511	669	425	678	659	842
大学数	18	14	—	—	21	22	41	40	38	51	82	118	61	118	126	129

※なお、2019 年度の紙版アンケートはすべて一橋大学から寄せられたものである

今回のアンケートでは、学術振興会特別研究員制度への意見や要望が多数寄せられたこと、さまざまなハラスメントに苦しむ院生の声が多数寄せられたことなどが特に特徴として挙げられる。学術振興会特別研究員制度についての要望は、アンケートでの意見をもとに要請項目に追加することとした。

また、2019 年度のアンケートでは留学生の割合が昨年 9.0%から 6.9%へと減少した。英語版をはじめとして外国語版の作成は近年提起されて続けているが、今年も作成に至らなかった。一方で、新修学支援制度から留学生が排除されていることや、留学生向けの授業料が値上げされる懸念が生じていることなどから、今後留学生の声を集めることの重要性は増していくことになる。英語版をはじめ外国語版の作成を早期に実現することが望ましい。

第２項　アンケート調査項目

アンケートの設問については、省庁・国会・政党への要請行動を行うにあたってその運動方針を策定する材料として役立てること、大学院生の状況を客観的に明らかにすることなどに留意して議論を行った。設問については大きな修正はなかったが、上述の Twitter での投稿を念頭におき、自由記述欄に SNS 等での公開の可否を確認する欄を新設した。

第３項　調査結果の分析

調査結果は、基本的な属性である①課程、②学系、③所属する機関（設置形態）、④留学生などをもとにその生活実態を明らかにするためクロス分析を行い、アンケート報告書の各項目の執筆に役立てた。

第４項　報告書の作成と活用

アンケート調査結果の速報として、アンケート調査結果の報告書完全版と合わせて概要版も作成した。これは、手に取りやすい形にして、マスコミをはじめより多くの人に本アンケートに関心を持っていただくためである。これらの概要版はマスコミに送付した。

アンケート報告書（完全版）には、はじめに今年度の調査結果の特徴をまとめた後、それぞれの項目に関する調査結果をグラフと文章を交えて掲載した。内容は（1）アンケート回答者の基本属性、（2）収入と支出、（3）労働実態、（4）学費、（5）奨学金、（6）留学生の経済実態、（7）研究活動の実態、（8）就職活動の実態と項目立てし、それぞれ事務局メンバーが分担して作成した。参考資料として、自由記述欄に寄せられた回答全てと調査用紙を掲載した。

完成した報告書は、例年通り各理事校に送付するとともに、マスコミ各社にも送付した。省庁・議員要請の資料として活用したほか、協力団体や参加企画でも配布を行った。また、マスコミからの取材や寄稿に関する資料としても活用した。報告書の結果の紹介記事がしんぶん赤旗に連載記事として掲載された。これは重要なデータをそのまま紹介する形式の記事で、ほぼそのまま全院協のデータが一般にも見られる形となった。

第５項　2020 年度への提案

昨年度から引き続き、Web 版の回答数の増加という形で、早期に学協会への協力依頼を行うことの重要性が改めて確認された。多くの学会でメーリスへの転送やウェブサイトへの掲載という形で協力をいただいたことで、多様な大学から回答が寄せられた。なお、学会からのメール対応に当たっては、適切に事務局で分担しながら行うことが重要である。今年度は Gmail のラベル機能を利用し、それぞれの学協会からどのような反応があったかラベルごとに分類し、蓄積できる対応とした。こうした機能は事務局で分担して対応するうえでも有用なので、今後も活用を勧めたい。また、昨年度からの引継ぎ事項としてもあった学協会以外の研究団体・市民団体などに協力を要請することについては取り組みを進められなかった。協力を依頼できそうな組織の拡大とリスト化は今後も進める必要がある。

紙媒体の回答数の減少に対応し、これらの回収数を増加させるためには、すでに本節 1 項でも触れた通り、各大学での回収状況についてこまめに把握するとともに、どのように集めればよいか具体的な実践を共有し、それぞれの大学の状況に合わせて回収ができるようなノウハウの共有が非常に重要である。またこういったコミュニケーションを進めるなかで、全院協事務局と各院協・自治会との間でのつながりを維持・強化していくことが求められる。

Twitter での自由記述欄の公開は、回答数の増加という点でも、一般に広く院生の生活実態を広げることで院生支援に対する共感を広げるという点でも効果が見込める。Twitter と連携したツイートボットなどを利用し今後も継続することで、Twitter のフォロワー数の拡大にも寄与するものと思われる。

すでにふれたが、留学生の声を集めることはますます重要性を増している。英語版の作成・翻訳に当たって一定予算を計上するなどして具体的にその方法を探ることが必要である。

こうした全院協のアンケートの蓄積は、Change Academia など今年になって連携することが増えた院生の当事者団体からも一定の評価を得ていることなどからもわかるよう、今後ますます注目され、重要性が増すことが見込まれる。大学院生の研究・生活児たちを把握しその改善を訴えるうえでアンケートの存在はその基本となるため、こうした活動を継続させるためにその負担の軽減や業務の分担はいっそう重要であることを最後に指摘したい。

第２節　省庁・政党・議員要請

第１項　要請行動の意義と目的

大学院生の自治会･協議会によって構成される日本で唯一の全国組織である全院協にとって、要請行動は活動の重要な柱の一つである。アンケート調査で把握・分析した大学院生の生活・研究・経済実態から院生共通の要求をまとめ、関係省庁・政党および議員への要請を通じて、大学院生の研究環境の改善を求めている。アンケートから浮かびあがる大学院生の切実な声を拾い上げながら､それらを日本社会にとどまらず高等教育政策の国際比較を含めた広い文脈に位置づけ、個々の院協・自治会では解決することが困難な奨学金や高学費問題など日本の高等教育政策について、要請を行っている。

また、省庁・議員要請は、全院協活動の中でも最も多くの大学院生が参加する機会であるため、ともに院生活動を取り組む仲間との意見交流の場としても貴重な機会となっている。

第２項　2019 年度省庁要請行動の到達と課題

（1）　省庁・議員要請の概要

2019 年 11 月 22 日に、文部科学省ならびに財務省、各国政政党、衆参両議員に対して要請を行った。

要請行動にはのべ 26 人が参加した｡文部科学省では､①国際人権 A 規約第 13 条 2 項(c)にもとづく高等教育の漸進的無償化、②研究生活の基盤となる経済的支援の抜本的拡充、③大学院生および博士課程修了者の就職状況の改善、④国立大学運営費交付金、私学助成の拡充、⑤大学院生のライフプラン実現支援の強化、⑥行政府による大学院生を対象とした研究・生活実態調査の実施の 6 つの項目を掲げて要請を行った。省庁の回答として、就職状況に関しては現状のプロジェクト雇用の雇用期間を長期化することなどによって改善を図っていきたいと考えていることなどが明らかとなった。他方、大学等修学支援法との関りでは､今のところ世代的な公平性という観点から同法の適用対象に大学院生を含めることは考えてはいないといった主張も繰り返された｡また一部国立大学法人における授業料の値上げや、奨学金制度の改善といった論点については具体的な回答が得られなかった。続いての財務省要請では、「運営費交付金という形での国への依存度を下げたい」という従来の方針に固執する姿勢が見られた。また、他の OECD 諸国に比して日本の GDP に占める教育関係予算の総額が著しく低いといった点についても、等分して 1 人当たりの額面で見れば遜色がないため、不当とはいえないといった従来の主張が繰り返されるにとどまった。

政党要請では、野党の国民民主党、社会民主党、日本共産党、立憲民主党、れいわ新選組に要請を行うことができた（ただし、れいわ新選組は発足後まだ日が浅く、議員対応が難しいとのことから政党本部への資料の提出に止まった｡自民党は民主団体の陳情は受け付けていないという理由で拒否された。公明党に関しては、陳情は受け付けているが、多忙を理由に拒否された。日本維新の会は連絡がつかず断念した)。要請行動を経て議論の場を持ちえたすべての政党が､大学院生の置かれている現状について高い関心を持っていることが明らかになった。議員要請においても、自由民主党をはじめ約 20 名程度の議員ないしは職員、

秘書の方と懇談することが出来た。多くの国会議員と直接懇談し大学院生の実態を伝え、中には1時間近く真摯に耳を傾けてくれた議員もいた。

今回の要請は、特に学費値上げ問題や大学院生の実態について広く賛同・共感を得ることが出来た。このことは学費問題が大学院生だけでなく、社会・世論に大きく影響しその結果として、活動に対しても共感を得る状況に繋がったのではないかと考えられる。この流れを断ち切ることなく、世論に対して訴えていく必要がある。

(2)　文部科学省に対する要請項目と回答、質疑応答

文部科学省との要請では、全体の時間を考慮し、事前に特に明示的な回答を求めたい要請項目を絞ったうえで先方に送り議論に臨んだ（要請項目の全容は文末の補足資料を参照)。以下、要請項目に対する同省からの回答である（一部回答の趣旨に関わらない部分は中略した)。

【要請項目と回答】

1.　国際人権A規約第13条2項（c）にもとづく高等教育の漸進的無償化 ②　所得の多寡によって学問への道が閉ざされることが無いよう、大学等修学支援法にもとづく支援の対象を大学院へ拡充することを求めます。また、導入に際しては大学側に対しては条件を一切課さないことを求めます。

【回答】大学院生は大学等修学支援法の適用対象とはしない。

まずこの高等教育の修学支援制度の支援対象に関しては、経済状況が困難な子供の大学等への進学率が低いということなどを踏まえまして、まず「真に支援が必要と考えられる低所得世帯」にですね、支援対象として実施するものであります。大学院生の方に関しましては、大学の学部や短大、専門学校を卒業した方が、修了後して一定の「稼得能力」がある場合が多いということを踏まえまして、今回の支援制度においては、支援の対象となっていないところでございます。

しかしながらですね、大学院生の方に関しましては、別途ですね、日本学生支援機構の奨学金の業績優秀者の返還免除制度などによるですね、「給付的支援」を実施しているところでございまして、こうした政策などを中心に着実に実施することに経済的負担の軽減に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

大学の要件に関する所でございますね、機関要件というものでございますが、今回このような要件を設けた趣旨といたしましては、まず大学等での勉学がですね、職業に結びつくことによりまして、社会で自立し活躍できるような学問追究と実践的教育のバランスの取れた質の高い教育を実施する大学を支援の対象とするため、今回この様な要件を設けさせていただいたことでございます。この機関要件に関しましては、現在の学校様の取り組みを適切に充実発展させることで充たすことのできる内容で考えているところでございまして、実際に大学様の要件の確認の割合に関しては97%を超えている段階でございます。

2. 研究生活の基盤となる経済的支援の抜本的拡充

① 奨学・事前給付の観点から、給付型奨学金の対象者を大学院生にまで拡大すること、および有利子奨学金の無利子奨学金への全面的な切り替えないしは返済額の減免制度の確立を求めます。

④ 日本学術振興会特別研究員の採用枠の拡大ならびに支給額の増額を求めます。併せて、同制度の性格に鑑み、税控除の対象とすることを求めます。

【回答】①、②ともに要請項目にあるような制度改正は行なわない。

①についてですが、……給付型奨学金の大学院生への拡充ということにつきましては。現行日本学生支援機構の方で行なっております業績優秀者の免除制度というものがございます。あの、2020 年の 4 月から大学等の学部生に対して行われる給付型奨学金につきましては、全世帯の約 2 割が対象となってくるということを推定しているところでございますが、業績優秀者免除につきましては、概ね 3 割の学生が対象となるところでですね、そちらをご利用いただくのがよろしいのかなと考えてございます。また有利子奨学金の無利子奨学金への全面的な切換えでございますが、こちらはですねやはり財政的な事情もございまして、完全に無利子化するのは難しいのかなとというふうに考えているところでございますが、昨今の低金利の状況に鑑みまして、今年度の 4 月からですね、有利子の掛け率の加減を 0.01%だったところを 0.001%にまで下げさせていただいたところでございます。同じく減免制度についてもですね、やはり財政的な事情というところがございまして、今すぐに実施というのは難しいのかなと考えてございますが、現在博士課程、修士課程に進学されている大学院生の皆さんがですね、社会に出られる方との均衡というところも考慮いたしまして、現行の運用とさせていただいているところでございます。

〔文科省側回答者代わって、〕④について、お答えさせていただきます。……まず④について説明する前に研究奨励金とはということについて説明させていただきます。研究奨励金につきましては、優れた若手研究者に対してその研究生活の初期において自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与えるために支給するものとなっております。いただいた項目の中の質問についてまず採用枠の拡大についてですけれども先ほど申し上げました通り特別研究員制度はすぐれた若手研究者に対してその研究初期において自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与え、その養成を図る制度となっております。この制度趣旨に鑑みまして、特別研究員の採用に当たりましては、わが国の学会の第一線の研究者で構成される審査会におきまして書面審査や面接審査によりまして、優れた研究者を厳正に選考する必要がございます。そのような結果の下、厳しい財政状況や社会情勢の変化等を踏まえながら必要な支援を行っているところでございます。次に支給額の増額について説明をさせていただきます。平成 28 年度学生生活調査によりますと、食費・住居・光熱費等の生活費と学費とを合わせた額につきましては、博士課程学生では年間 225 万 1000 円、1 月当りに致しますと、18 万 8 千円となっております。したがいまして、本制度の趣旨やこのような状況に鑑みますと、特別研究員の年額 240 万円の支給水準につきましては、不十分な金額ではないかと考えております。次に税制控除の

対象とすることについて説明をさせていただきます。特別研究員に支給される奨励金につきましては、採用された研究者が研究に専念できるようにするため、研究者の生活費を支援するものであり、その性格に鑑みますと所得税法第 28 条にある給与所得と評価されるものとなっております。このため税制法上、課税対象となっております。一方で、生活にかかる経費ではなく、申請書に記載された研究課題や研究計画を遂行するために要する経費につきましては、研究奨励金の 3 割相当額を研究遂行経費という形で課税対象から除外することを可能としております。今後とも厳しい財政状況や社会情勢の変化を踏まえながら必要な支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

3. 大学院生および博士課程修了者の就職状況の改善 ② ほとんどの大学で任期付きポストの無期転換制度が導入されておらず、若手研究者の 6 割が任期付きポストに就いています。この現状を重く受け止め、雇用の安定化のための政策・予算措置を取ることを求めます。

【回答】プロジェクト雇用の長期化により雇用期間の延長を図る。民間就職の機会を増やす。

要請に記載されていた通り、若手研究者の安定的なポストに向けて、各大学においても努めていただいておりますところでございます。また、政府としても、内閣府などを中心として若手研究者の安定的なポストというところについては重要なものと認識しているところでございます。ただ一方でアカデミア、大学のポストはもちろん大幅に拡充することは難しいものでございまして、限りがあるというところ、ただ一方で研究者養成という観点で研究を続けたいという大学院生の方、大学院を卒業された方も多いということは認識しておりますので、大学院教育という観点ですと民間企業ですとか、また大学以外の場でも研究を続けるということで自分の自己実現ができる形で進められるように、産業界と大学側と共同して進められるようなことを促進していきたいと考えております。まだ具体的に動き出しているわけではないのですが、近々、大学と産業界とを文科省を通じてつなげるような形で対話の場を設けるですとか、そうしたことを考えているものではございます。

〔文科省側回答者代わって、〕先ほど高等教育局の方〔――前段落までの回答者〕からもお話がありましたように、若手研究者の任期が不安定化しているということについては、こちらも課題として認識しているところでございます。事前にいただいた書類の方でも、ご指摘いただいております通り、こちらの文部科学省の方でも、「テニュアトラック普及・定着事業[62]」ですとか特別研究員制度を通じて安定的なポストの確保ということには努めてきたところですが、引き続きこうした事業を続けるとともに、制度といたしましても各大学における人事改革ですとか、あとはこの春発表されました「研究力向上改革 2019[63]」等におきましてプロジェクト雇用における若手研究者の任期の長期化に取り組むといったことも掲

[62] 「テニュアトラック普及・定着事業」, https://www.jst.go.jp/tenure/（2020 年 2 月 29 日最終閲覧）
[63] 文部科学省 HP「研究力向上改革 2019」, https://www.mext.go.jp/a_menu/other/__icsFiles/afieldfile/2019/04/25/1416069_01.pdf（2020 年 2 月 29 日最終閲覧）

げておりますので引き続きこうした制度改革等も進めながら取り組んでまいりたいと思っております。

4. 国立大学運営費交付金、私学助成の拡充
① 国立大学運営費交付金を拡充することを求めます。また、選択と集中の論理に根差した大学改革や近視眼的な競争を強いる民間資金獲得などに応じた予算配分ではなく、基盤的経費を増額することを求めます。

【回答】運営費交付金の大幅な増額はない。評価に基づく配分を継続する。

まず、国立大学法人運営費交付金につきましては、こちらは国立大学のですね、教育の基盤を支える予算、運営費交付金でございます。で、我々も事らの方につきましては、特に国立大学が安定的にですね、研究を行うためには必要不可欠な予算でありますので、この拡充には努めているところでございまして、来年度令和 2 年度の概算要求においては今年度より 333 億円増の 1 兆 1304 億円を要求させていただいているところでして、今まさしく財務省と年末の予算編成に向けて折衝をしているところでございます。で、つづいてまた以下でですね、「選択と集中」といったお話がありますけれども、我々も過度な「選択と集中」といったものは望んでいるわけではありませんが、一方で 1 兆円という多額の国費が投入されているということについては、国立大学としても一定の社会に対する説明責任があり、そういったところについてはきちんと説明していかなければいけないというところで、一定程度のですね、例えば資料に基づく配分ですとか、評価に基づく配分といったものは必要かなと考えてはおります。ただ、先ほど申し上げましたように、それが過度に評価配分などを行ってしまうと、大学の教育研究の安定性ですとかに支障を来す恐れがございますので、そういったところは我々としてもきちんとバランスを取りながらですね、大学がきちんと安定的、継続的に教育研究ができるように運営費交付金をですね、きちんと確保していきたいと考えているところでございます。

5. 大学院生のライフプラン実現支援の強化
② 現行の制度設計のもとでは、病気や、親族の介護、出産・子育てなどの理由があっても、休学期間中、奨学金の支給が停止されてしまいます。休学期間中も奨学金を受け取れるようにする、あるいは休学期間と同じだけ受給できる期間を延長するなど、奨学金制度の柔軟な運用を求めます。

【回答】奨学金は休学等の非修学期間には支給しない。

現在の日本学生支援機構の奨学金制度においては、休学期間中奨学金の支給が停止されるということでございますが、ことらはやはり「奨学金」という名称からもわかるように、学問を奨められる方に対する学資金としての貸与という所でございますので、こちらはご理解いただきたいなとというふうに考えておりますところでございます。一方でですね、例えば博士の 3 年間のうち 1 年間を休学されて卒業を 1 年延期されるという場合にはですね、その復学後の 1 年間につきましては就業年限以内であればですね奨学金の貸与・給付をです

ね、延長させていただくということになっておりますのでそうした制度をご活用いただければと考えてございます。

6.　行政府による大学院生を対象とした研究・生活実態調査の実施

我々がかかるアンケート調査を実施している背景の 1 つには、行政府がこうした調査を怠っているという事実が存在します。本来、高等教育および研究者支援に関する議論はそういったデータをベースに行なわれるべきと考えます。したがって、今後、行政府が、その責任に基づいて、大学院生の経済的状況を中心とした研究・生活実態調査を実施することを求めます。

【回答】大学学部段階を含む「学生生活調査」を行っているため、大学院生に特化した調査は行なわない。

大学院生を対象とした研究生活実態調査の実施につきましてはですね、そもそも文部科学省といたしまして、具体的な調査に基いて政策を打ち出していくということが重要と考えております。で、日本学生支援機構においてですね、先ほど回答の中にもございましたが、2 年に 1 度「学生生活調査」というものを行っております。これは大学院生のみを対象としたものではないんですが、大学生から大学院生までも含めた学生生活調査ということで行っているところでございます。こちらはですね、家庭の収入状況でありますとか、学生のアルバイトの時間等をですね、調査をさせていただいているものでございます。こうした調査を活かしながら我々といたしましても政策を立案させていただいているところでございます。

【質疑応答】（全＝全院協、文＝文科省）

全：まず第 1 に、アカデミック・ポストが減っているとおっしゃっていて、プロジェクト単位の雇用を増やしていきたいとおっしゃっていたと思うのですが、それはプロジェクトが終わってしまえば解雇されてしまう以上、長期化しようがないのではないですか。根本的な解決策にはなりえないと思うのですが。

第 2 に、大学院の学費についてですけれども、すでに上がってきているわけです。機会の均等とおっしゃっていますが、私たち大学院生はその 8 割以上がアルバイトをしなければ生きて行けない。さらに、学費を上げて、それで〔大学院生が大学等修学支援法の支援対象とならないというという点で〕大卒で就職されている人たちとの機会均等云々というのは理解できません。

奨学金の返済減免義務についてですけれども、半額免除にせよ全額免除にせよ、分かるのは事後なので、根本的な解決にはなりえません。やはり〔大学等修学支援法の支援対象に〕大学院生が入っていないというのは論理的におかしいのではないでしょうか。この 2 点についてお答えください。

文：まずアカデミック・ポストにつきましては、先ほどお答えした内容といたしましては、プロジェクト雇用を増やしていきたいということではなくてですね、現在働いている研

究者のうち、例えば 3 年未満ですとか、1 年未満で雇用されている方もかなり多いというデータがございますので、まずはそういった短い任期で雇用されている方たちについてはもう少し 5 年ですとか、5 年以上というように雇用されるように、そうした制度を作っていきたいというようなことを検討しているところでございます。で、プロジェクト雇用を増やすということではなくてですね、引き続き基盤的経費ですとか、また特別研究員制度ですとか、事業を通じた安定的なポスト、テニュアトラック制度ですとかを活用した安定的なポストに繋がるような仕組みを大学の方に作っていくといったことも引き続き行っていきたいと考えています。1 点目についてはこちらからは以上です。〔文科省側の回答者交替〕

文：大学等修学支援法の支援対象に大学院生を加えるかどうかについては、まず今の時点では加えるといった議論はなされていないというのが現状となっております。ただ、制度の実施前ということでございますので、まずは制度を軌道に乗せる、着実に実施するということで準備を奨めさせていただいているところでございます。この新制度につきましては今後、効果検証を行うということになっておりまして、効果検証の要素としては低所得世帯の進学率の状況であったりとか、また支援に向けた学生の修学状況、就職や進学の状況などを踏まえて、うまく効果を発揮できているか検証を行う予定でございます。そういった検証の過程でですね、対象の拡大などについても議論の対象とされる可能性があるのではないかと今のところ考えているところでございます。以上でございます。

全：今の点について、就職状況に鑑みて効果検証をするとおっしゃられていましたが、問題は、〔現状で〕アカデミック・ポストの就職状況自体が厳しいことにあります。そこを改善しないで、効果検証をしたら、当然効果は悪いということになるので、制度の拡大につながらないと思います。その論理はおかしいと思います。だから、あくまで効果検証をするというのであれば、それは我々がやっているような生活実態調査のようなものをしない限りは、進学できない人ばかりを増やして、大学院に入ってくださいと宣伝だけして、詐欺のようなものになりかねません。アカデミック・ポストがないにも関わらず、大学院生をこんなに増やしたっていうのは、一種の国家的な詐欺です。だから効果検証という言葉を軽々しく使ってほしくありません。それを使うのであったら、大学院生の実態にちゃんと迫ったうえでの、話にしてください。〔民間〕就職っていうのは、ある意味ではアカデミック・ポストから外れる行為になりかねない。産業との連携っていう話が先ほどありましたが、理系のマスターで就職のために修士号が必要というならわかります。しかし、ドクターまで進んだ人というのは、やはりそれなりの研究職を志しているわけです。この点についての理解が御省には足りていないのではないかと思います。今、御省の中で博士号を持っている方は何人いらっしゃいますか。〔挙手 0 人〕修士号を持っている方は。〔挙手 3 人〕就職と云いますが〔文科省は〕ドクターを取っていないではないですか。それでどうしてドクター政策が立てられるのですか。ドクターの上

司がいない、ドクターの実態がわからない、研究の実態がわからない……それで企業に就職させてしまえば就職率が上がったことになる。それで効果検証をするというのは、そんなバカげた議論はありませんよ！　そして、こちらの話でもありましたように、アルバイトしないと生活ができないという実態を国の恥だと考えてもらえないと今後禍根を残しますよ。なぜかと言うと、ある求人サイトで、日本研究のアカデミック・ポストがあったのですが、それがツバルなどの島国なんですよ。そういった国で月給 80 万円で雇用しているのです。そうしたら、日本の研究者は当然殺到しますよね。それから欧州のセルンという量子加速器の研究機関がありますが、そこに学振を取って、進学しようとした人がいました。そうしたら、欧州の最低賃金に〔学振が〕達していないから、法律に触れるため採用できないということがあったそうです。こうしたことから〔日本では〕大学院生を馬鹿にした状況があるのではないかということをまずきちんと認識していただきたい。

【参加者からの訴え】

S さん（私立大学 D1）：中央大学の今、博士課程に在籍しておりますSと申します。私からは私の生活実態をお話しするという機会をいただきました。私の月収という面からいきますと、全体としては 19 万円程度で生活しております。しかしながら、その内訳をいいますと RA を月に 8 万円、残りの 11 万円は日本学生支援機構の第一種奨学金によるものです。単純計算といたしまして、半額以上奨学金に依存しているわけで、しかも今の〔制度の〕実態ではそれは借金に近いものですので、まあ泥船のような生活ですね……借金で浮かせたお金を生活費として食いつぶしています。RA については、私の大学は比較的恵まれているほうで、週に 20 時間の勤務をさせていただいています。しかしながら、RA としての業務を行っておりますので、週の 20 時間はそちらの業務ということになりますと、プラス・アルファで自分の研究時間を確保するということで、研究時間の確保自体も他の講義であったり、学部生の指導であったり、それらとの兼ね合いの中でかなり厳しい状況にあります。結果として、自分の生活時間をどんどん食いつぶしていっている状態です。そうしたなかで、こうした日本学生支援機構の奨学金を借り続け、400 万円からなる返済額から逃れたいということになりますと、御回答でもあった業績優秀者の枠に入るしかないのですけれども、原則としてこれは 3 年でドクターを修了した者ということが大前提とされていることはご承知かと思います。しかしながら 3 年でドクター論文を出すというのは、分野によってかなり難易度が異なります。私の分野ですと平均で 5 年はかかるとされています。経済学の社会政策分野なのですが。これはちょうど昨日指導教授から言われたことなのですが、「僕はドクター論文を 8 年で書いた。君には同じクオリティのものを 3 年で書いてもらう」と。どういう計算をすればそれが成り立つのかと少し議論になったのですが、しかしながらそうした状況をクリアしていかないと、いきなり 400 万円の借金を背負った状態で、テニュアトラックに乗ったとしても、なかなかに厳しい条件の中で今後ポストについていかなければいけません。なおかつ今の状況ですとドクター論文を書いた 1 年後には、それを著書にしない

限り、大学の HP 上に公開されてしまうという事情があり、そうすると今の若手研究者のキャリアの積み方としてはドクター論文を提出する→1 年以内に本として出版する→それを以て業績として就活をするというのが一般的になってきています。しかし、8 年かかる研究を 3 年で完成させ、しかも 1 年以内に出版する、そのために出版社を見つけ、その資金も自分で 100 万円ほど調達するというのは私にはとても現実的とは思えません。それは皆様にも共感していただける点かと思います。八方ふさがりな状態で、それでも走り続けなければいけないという状況に日々おかれています。本当に……進むところまで来てしまっている、この先どうしたらよいのかと。私は私で頑張るが、誰が私のことを助けてくれるのかと。国の制度に則って努力しているのだから、何とか漕ぎつけることができるように、今後も支援を拡大していただけるよう切に願っております。時間がない中ですので、私からは以上とさせていただきます。

M さん（外国大学 M2）：私は大学院の修士 2 年生で、専攻は数学です。修士課程は学費が無料ということもあり、フランスで入学し、この間 4 月に帰ってきました。それで帰国したところ日本の大学院生、若手研究者を取り巻く環境が思っていたよりも深刻だと感じました。経済的負担を、学生個人が負っているという国が本当に日本以外になかったということに気づいたからです。アジアの国々でもかなり珍しいと思います。数十万もの学費を毎年納めないと研究者になれない、大学院にすら進めない、こういったことを SNS で発信し始めたところ、あまり共感を得られませんでした。こうしたことを大学の先生や大学院生に話したのですが、比較的裕福な人たちが多いということもあってか――私は学部が慶應義塾大学だったのですが――、ここでも共感が得られなくて、孤軍奮闘ながら 1 人でできることをしようと思い、SNS で発信し始めて、それを見た大学院生が連絡をくれるようになり、Change Academia という若手研究者の団体ができました。それは 70 人くらいおりまして、全院協さんはすごく昔からある団体なのですが、それとは別に今困っている大学院生が相談したり連帯できる場になっています。私はその代表を務めているので、その立場から話をさせていただければと思います。現在、大学院生が直面している問題というのは主に 3 つあって、貧困、差別、アカデミック・ハラスメント――これらが是正されなければ現状は変わらないと思います。貧困については、高額な学費や税金の問題がありますが、それにも況して根深いのは研究という労働に対して給与が支払われないという考え方だと思います。そういったこともあって、経済的な厳しさから博士課程進学者が 20 年前の半分以下の 6000 人代になっています。それとともに巷間囁かれているのが大学教員の研究時間の減少で、職務時間のうち、研究に割く時間が 15 年前に比べて 3 分の 2 程度になっているという実態が文科省の調査で分かっており、大学教員ですら時間内に研究以外の雑務に多くの時間を割くことを要求されている実態があります。だから大学院生はいなくなるわ、大学教員の研究時間はなくなるわで、じゃあ一体だれが研究するんだということで研究力の低下がささやかれているという実態が文科省の資料からも読み取れるかと思います。で、そのことは現象としては間違いないのですが、もっと大事なことは、私は考えでは、大学院生の給与未払いと大学

教員の給与未払いとには共通した問題があるということです。まず、そもそも大学教員に給料が支払われることに異議を唱えるものはいません。それは教えるという行為に給料が支払われるのは当然だと多くの人々が思っているからです。しかし、大学の先生は研究をしているから給料を支払われているのだと考えている人はとても少ない。これは当事者である研究者や教員でさえ、この感はぬぐえません。なので研究は労働ではないという感覚が広く共有されている。この国では情報伝達の行為である教育には金銭的対価が生じて当然だというコンセンサスがありますが、情報生産の行為である研究には金銭的対価が生じて当然というコンセンサスはありません。なので多くの人々がこのことに気づいて、見直すべき時が来ているのではないかと考えます。研究力向上に向けた本質的な立て直しのためには、暗黙に共有されてきたこういったコンセンサスにこそ問題があるのだと多くの方たちが気づいて、ではなぜ研究が労働なのか、学術研究を公的に支援する際の正統性は何なのか、ということをまずは研究者、当事者が考えて、それから研究関係者に止まらず、国費については政策に関することだと思うので、一般市民とも議論を共有する機会が必要だと感じるに至りました。なのでこういった意見を、私もそうですが、団体として発信して一般市民の方たちとも共有する機会を設けるためシンポジウムとかの開催を考えております。あとは省庁――文部科学省をはじめとして関係省庁の皆様も問題意識はすごく深く共有されているということはわかっているので、それがなぜなかなか実行に結びつかないのかを色々と議論したりやり取りする機会が増えればよいなと思っております。以上です。

（3）　財務省の回答、質疑応答

財務省への要請項目は、文科省同様、文末を参照いただきたい。文科省の要請項目を、経済的に特に重要な課題に特化したものであるが、実質的な要求はほぼ例年どおりである。

例年財務省への要請行動は要請文章を渡すという形式的なものにとどまっていたが、2016 年度より紹介議員を通して要請行動を行うことで、議論内容が深まった。以上の経験を踏まえ、同様のルートで要請を行ったところ、昨年度に引き続き有意義な財務省要請をすることが出来たと考えられる。主な議論は下記のとおりである。

【要請項目に対する回答】

財：簡潔に申し上げますと、1 番目の国際人権規約 13 条 2 項にもとづく高等教育の漸進的無償化という項目についてですけれども、われわれの理解ではこのあたりの無償化の具体的な方法、進め方については特段に定められていないと〔考えています〕。そこら辺の進め方について、具体的にどう進めていくかというのは各国政府の裁量というふうに理解しています。したがいまして、わが国は教育の状況、進学率の状況、そして当然ながら財政の状況などを踏まえながら検討をしていくということで考えております。

2 番目の研究生活の基盤となる経済的支援の抜本的拡充ということでありますけれども、ここは多分 2 つあって、1 つは奨学金制度の給付型を中心とした制度の改善とおっしゃっていると思います。この点についてはわが国の奨学金制度がそもそもどういうふうに成り立っ

てきたかということがあるかなと思いまして、戦前――正確には昭和 16 年頃から奨学金制度が開始されております。ここで基本的に給付型ということにいたしますと、どうしても財源の問題がでてくると。ですので可能な限り多くの学生を奨学の対象とするという観点に立つと、そこで受益をされた学生が社会に出られた後に、返済をしていただく形をとって、次世代の奨学が必要な方に資金を回していくと、そうした形が可能な限り多くの学生を対象にできる方法ではないかと、そういう形で制度を発足しているというふうに理解をしているところであります。ですので要請の御趣旨は趣旨として承らさせていただきますが、こういったことを考えてそもそも制度は発足しているということは踏まえていかなければいけないことかと考えております。

それで〔もう 1 つの〕研究支援ということに就き、〔学振の支給額である〕月額 20 万円についてはどう考えているのかということをおっしゃられているかと思います。ここら辺はいろいろと考え方があるかと思うのですが、われわれの政府、特に文科省さんはやはり実態に見合った生活費の支援をするという考え方でやっておりますので、考え方としては博士課程における生活実態調査、そこでいくらかかっているのかを踏まえて月額 20 万円という形で設定されているというふうに聞いております。ですので、まあそういうことなのだろうと。

そして 3 番目の国立大学運営費交付金、私学助成の拡充ということがございますが、これは文科省さんもそうだと思いますし、財務省の方でも当然そうなのですが「選択と集中」ということを必ずしも言っているわけではなくて、我々としては、例えば基盤的経費につきましては改革をやっている大学に重点配分していくという考え方でやっております。そういった観点から平成 28 年度の第 3 期中期目標期間が開始したところから重点評価という仕組みを盛り込んでおりますし、また昨年度からは新しい相対評価に基づく仕組みなども盛り込んでおります。しかしそれらは「選択と集中」という論理にもとづいてやっているわけではなくて、やはり教育の質の向上、研究の質の向上、そういった観点から改革を進められている大学を支援すると、あるいはそういった改革をしない大学についてはそれはやはり重点支援の対象とはしないという、そういう発想だろうといえます。

そのうえで、財務省の立場から申し上げますと、それ〔基盤的経費〕は大学の内部で経営資源をどう配分するかということが大事だと思っております。そして、そこはやっぱり〔大学が〕どういう教育をしているのか、どういう研究をしているのか、ややもすれば人事的に旧来の講座制のような形で人間関係が成り立っていて、あるいは業務の関係でも教授の人離れというような形になっていると、そういったような問題を大学側に打破してもらわないと日本の研究の質は上がらないので、そういったことをちゃんとやっていただきたいというのはございます。あるいは、結局のところ、皆さんも学生だと思いますが、〔大学は〕社会の“役に立つ”教育をしているのか、また論文を書くだけではなくて、ちゃんとクオリティのある論文を書いているのか。こういったことは問われるべきだと思っておりまして、それは何となればやはり国民の血税をそこに投資をしているわけですから。例えばそこで終身職はもう得たから論文は書かなくてもいいんだとか、教育なんか研究の邪魔だからしなくてもいいんだとか、そういうことじゃなく、ちゃんとやってもらわなくてはいけない、そういった意味

での改革が必要だと考えているということであります。なので単に金を配ればよいというわけではなく、そこは自ずと質が問われると。そしてそういったことが今のところはっきりとしない。あるいはさらに言えば国立大学でいえば教育に関する投資が少ないと皆さんおっしゃいますけれども、国立大学の学生 1 人当たりでみれば全世界でもトップ・レベルの金額を既にお渡ししておりますので、さらに言えば基盤的経費を増加するというのはそういう意味では必要なく、むしろお配りしている資金をしっかりと運用していただきたいというのが財務省としての見解です。とりあえずは以上です。

【質疑応答要旨】（全＝全院協、財＝財務省）

全：仮に、文科省が生活実態調査に基づいて、日本学術振興会特別研究員奨励金が月額 20 万円という支給額では不足であるという結果を出した場合、財務省は支給額を引き上げる用意があるか。

財：当然、議論には応じる。しかし、直ちに引き上げとはならない。

全：我々の調査では、上記支給額から家賃や水光熱費、社会保険料などを差し引いて手元に残るのは月額でおよそ 6 万円程度である。そこから食費や研究に関係する雑費などを支出する。現状でもかなり厳しい状況にあることはお伝えしてきたい。

全：改革を行う大学には重点配分をというが、これはあくまで相対評価である。すなわち、仮にすべての大学が努力をしていたとしても、その中で格差を設ける考え方である。これでは下位に位置する大学はますます不利な状況に堕していくということが生じてくるのではないか。また、来年度から指標に基づいて大学への傾斜配分を 700 億円分行うという案が浮上している。事実として、予算を総額では増額することなく、競争的資金の割合を広げようとしている。総額抑制に対し、競争的資金の割合の増加は、結局のところ、現場の疲弊に繋がるのではないか。

財：まず重点配分は基盤的経費に基づいてなされるのであって、使途は大学の決定に委ねられている。したがって、競争的資金というわけでない。そのうえで、現状認識のレベルでは、すべての大学が頑張っていると言える状況にはないと考えている。例えば会計をみても透明性に乏しい。事務的に高負担なことをさせようとしているわけではなく、学部ごとの資金配分や質の高い論文数、若手研究者の比率など量的にわかるデータを出してもらえればよい。

　現状問題なのは若手研究者にちゃんと給料が支払われるような制度が乏しい点だが、競争的資金の利用や産業界と連携したインターンシップの拡充によって若手研究者が有給で研究に携われる機会を増やしていくことが重要だと考えている。

全：産学連携について言及があったが、では経済的利益に直結しないような人文社会科学分野の取り扱いはどうなるのか。

財：それは「大学の自治」に踏み込む問題であるから関知しない。社会的に意義のある分

野だと考えられるのであれば、理系が獲得した資金を文系に配分すればよい。学内で配分されない分野は不要な分野であるということ。それは学長の決定如何に関わる。あくまでも学内の資源配分の問題である。

全：学内の資源配分の問題というが、現実には学長のガバナンス強化の流れのなかで財務省に与えられたインセンティブのもと、経済的利益に直結しない研究分野には資金が投じられなくなりつつある。

財：むしろそれは未だに大学が改革されつくしていない証左である（？）。われわれの目指すべき姿は学長が、自分の大学の強み・弱みを把握したうえで。トップダウン的に学内資源を配分していくイメージ。

全：財務省がどれだけ「選択と集中」にはなっていないといっても、重点配分のインセンティブを握っている以上、結果として財務省による「選択と集中」にならざるをえないのではないか。

財：それならば、公的資金以外にも資金の獲得の方法は存在する。寄付金であったり、産業界からの支援であったり。〔**全**：イギリスやアメリカの場合ですよね？〕そうだ。獲得した資金をどう配分するかは大学経営の問題である。アメリカでは、学長は企業のニーズをつかんで、研究資金を獲得している。日本では例えば東工大がこういった取り組みを行っている。

全：大学における学長のガバナンス強化というが、国際的な競争力の低下は、むしろそういった改革の結果を受けて起ってきているのではないのか？

財：日本の生産する論文数そのものは減っていない。中国、韓国などが数を増してきているため相対的に競争力が低下してきている。問題なのは、国際共著論文が日本は著しく少ないことである。

全：現状行なわれている諸改革は、大学側に一定のインセンティブを与えて財務省の考える方向へと誘導しようとするものであると思われるが、インセンティブとしての基盤的経費の傾斜配分などの取り組みが、我々が集めたアンケート調査の実態の改善に資するかといえば甚だ疑問である。

(4)　政党・議員要請要旨

政党要請では、現政権の新自由主義的な高等教育政策をけん制する立場から野党、特に国民民主党、立憲民主党への要請行動に力点をおいた。今年度の要請先は第 2 項（1）で述べた通りである。直接要請できたどの政党も大学院生の実態に対して切実に問題意識を持っていた。政党によって温度差はあるものの、給付型奨学金の必要性や、高等教育政策について見直す必要があるとの見解を聞くことが出来た。

国会議員要請では、与野党を問わず政党に偏りがないよう、衆参議院の文教、予算、財務

委員会を中心に事前に議員プロフィールから大学院出身者や高等教育政策に関心がありそうな議員をピックアップし絞り込んだ。また、例年同様、国会の委員会のみだけではなく、自民党内の文部科学部会に所属している政治家に対してもアクセスを試みた。例年同様、秘書対応が大半であったことは残念であるが、秘書対応であっても、資料配布・ポスティングだけでなく、直接大学院生の要望を訴えることができた。なお、今年度は、実働的には参加者が例年より多かったため班編成を 5 班としたが（一班あたり 4〜5 人程度)、要請先は相対的に少なく、予定時間より 1 時間ほど早く切り上げざるをえない班も発生した。

第 3 項　反省点・総括

全院協の要請行動は、⑴政治的な次元において大学院生の研究・生活状況の改善を要請すると同時に、⑵大学（院）政策に関する省庁、政党および国会議員の姿勢を問い質すまたとない機会と位置付けられる。したがって、要請行動の評価も以上 2 つの観点から検討する必要がある。以下では、かかる 2 つの観点から、2019 年度の省庁要請、政党・国会議員要請についてそれぞれ評価を下し、反省点を析出していく。

まず今年度の文科省要請は、大学院生のおかれた研究・生活状況の改善を求めて、「人権」に立脚した要求姿勢を譲らなかった点で肯定的に評価できる。例えば、大学等修学支援法については、大学院生が支援対象から除外されているということに関して「経済整合性[64]」ではなく、生きて学ぶ研究者の立場からその不当性を主張した。アンケートに寄せられた切実な研究・生活上の困難を克服していく上で、こうした権利を揺るがせにしない姿勢を堅持する事は重要であった。

しかし他方では、遺憾ながら文科省の姿勢を明らかにするという点に関しては、9 月に実施したレクチャー以上の回答を引き出すに至らなかった。事実、上記の文科省の回答を総論的に見れば、学部段階までの修学支援制度の設立や国立大学の授業料値上げを尻目に、大学院政策は当面据え置かれる見通しとなったことは明らかである。すなわち、明確な後退は見られないものの、前進もまたなかった。これは、あくまで従来の路線を踏襲するという点でゼロ回答に近いものであったと受け止めるべきであろう。こうした回答に止まった理由としては、国内的には今般の高等教育改革の、国際的には科学研究分野での競争の激化の影響が考えられる。すなわち国内外の諸環境の激変のなかで、政策アクター自身が大学院政策の位置付けを欠き経路依存的な施策に止まっているという実態があるのではないかということである。かかる状況下にあっては、具体的な改革案を引き出すことにそもそもの困難があっ

---

64 ここでは、財政上の裏付けが得られなければ、公的な支援は実施できないし、検討もしえないという財務省側の論理を指して「経済整合性」論と呼ぶこととする。「経済整合性」論は、財務省側の殺し文句の 1 つであり、あらゆる要請項目を原資がないの一言で切って捨てるものである。しかし、この論理は決して完全無欠ではなく、厳密に追及を行えば、綻びも見られる（例えば、やや乱暴ではあるがこの間、増額を重ねている防衛費との対比などが挙げられる)。だからこそ、財務省の担当者は、ともすれば不誠実な対応とも受け取られかねない態度（今年度であれば事前に要請文に目を通していないといった）を以て我々との真摯な対話を回避しようとするわけであるが、こうした姿勢を許さず、追及の手を緩めないことが重要である。

たことは否めないと思われる。ただし、そういった客体的な困難があったにせよ、主体的（あるいは戦略的）な水準において、より詰めて臨むべきであったと思われる点も少なくない。

まず、省庁要請は政策アクターのなかでもとりわけ実際的な政策運用に携わる役人への働きかけを行う機会である以上、現行の政策の方針を問い、その問題点を指摘すると同時に、政策決定に関わる政策アクター（政党・議員）への要請に反映する必要がある。したがって、現行の政策の問題点を明らかにするための質疑をどれだけ練り上げられるかが重要となる。こうした角度から見た時、今年度の要請は大きく分けて以下の 2 点について問題があった。

①時間配分について。文科省要請は 30 分という限られた規定時間のなかで、要請項目への回答を得て、参加者からの質疑を行い、訴えを届けている。こうしたタイトなスケジュールの中で、今年度は要請項目に対する回答におよそ 15 分、全院協からの質疑に 10 分、参加者からの訴えに 10 分と、規定された時間を 5 分ほど超過してしまった。要請の重点を質疑におく限り、引き出したい回答をより絞り込み、質疑応答の時間をより多く確保するべきであった。

②質疑の戦術について。上記の問題と関わるが、他年度と比較して、今年度は 1 人当たりの質疑の時間がとりわけ長く、官僚を突き上げるような形となった。しかし、文科省の役人はあくまで官僚であって、形式的には政策決定者ではない以上、労働組合の団体交渉のような要請のあり方がどれほどの有効性を有するかは疑問の余地がある[65]。原則的に質疑は参加者の自由意思にもとづいて行われるべきであるが、全院協の戦術的には要請項目に照らして質疑の方針も共有しておくべきであったかと思われる。

③訴えの人数と要請時間について。2 名の訴えの内容については、それぞれの状況や要望が率直に述べられており、申し分ないものであった。ただし、2 名から訴えるか否かは、各年の戦略・戦術如何にしたがって、検討を要する。なお、要請時間は例年 30 分となっている。

同様に、財務省要請についても、文科省要請で指摘された問題点のうち、要請のあり方や質疑の仕方については、共通の課題が見いだせる。財務省は例年 1 人の担当者が対応に出向いてくるようであるが、彼らが立脚する「経済整合性」論に対しては、権利論を基礎にした要請姿勢を堅持することが重要である。この点では、今年度も譲らなかった。他方、財務省に対しては、個別の訴えではなく、回答を得た後、質疑応答に入る。したがって、財務省の論理をいかに権利論の観点から追及し、その矛盾を引き出すかが戦略上の重点となる。この点に関しては、今年度は全院協のよって立つ権利論と財務省の「経済整合性」論とが衝突し、押し問答に終始した結果、財務省側に煙に巻かれた格好となった。

文科省、財務省、両省庁への要請は、繰り返しにはなるが、政策運用上の当事者であるところの官僚機構への働きかけであることを意識し、質疑を練り上げていくことが、重要である。かかる戦略構築こそが、後述の議員要請を円滑に進めるカギとなるだろう。

---

[65] 一般に、日本的な政治システムにおいては、国会議員ではなく、官僚機構が政策立案から立法までの政策過程の全般を掌握しているとされるため、一概に団交的な要請スタイルの有効性が否定されるわけではない。しかし、そうはいっても制度的、形式的、手続き的には、国会議員を動かさない限り、官僚機構の思考様式、ないし行動様式を規定している論理は覆しがたい。

次に、政党要請は、与野党を問わず主要な政党に対してアプローチを行った結果、上記の通り、4 政党（国民民主党、社会民主党、日本共産党、立憲民主党、れいわ新選組）に直接要請を行うことが出来た。大学（院）政策については、政党ごとに色合いが異なり、この点について国民民主党は極めて弱腰であり、立憲民主党も具体的な政策構想が欠けていること、一定程度「経済整合性」論に親和的な姿勢があることが垣間見えた。他方、社会民主党、日本共産党は、一定われわれのよって立つ権利論的立場に親和的な立場に位置していると考えられるが、全国的な野党共闘の進展を視野に入れれば、今後も国民民主党、立憲民主党に強く訴えかけ続けることが重要である。

国会議員要請では、文部（文教）科学、財務、予算委員会を中心として 20 名以上の国会議員にアプローチした。本年度も予算決算委員会を目前に控え議員の予定がたたない、あるいは対応が難しい場合が多々あったが、最終的に 19 名の議員を訪問し 5 名に対しては議員本人に要請を行う事ができた。また秘書対応であっても実際に事務所内で時間をとって話を聞いてもらう事ができた場合も少なからずあった。班を編成する際には、所属政党が均等に分類できるよう留意した。その結果多くの班において様々な政党の意見を伺え、意見交換を行うことが出来た。例年と同様、秘書対応が多かったが、秘書がしっかりとメモを取り話や意見交換をする場が出来たのではないかと考えられる。他方、対応が冷淡な事務所などは、数分の対応で終了する場合もあった。そのため、早々に要請が終了し、時間を持て余した班もあった。要請先は吟味するにせよ、要請数は今年度＋1 名程度を検討してもよいかもしれない。

第 4 項　要請行動準備に関する申し送り事項

ここで、今年度の要請行動の準備において直面した問題点から、来年度に役立てられるよう数点箇条書きにする。

（共通事項）

・参加者アンケートないしは感想文を記入してもらうこと。今年度は、文書ではなくメールでの回収を求めたが、あまり回答が寄せられなかった。

（省庁要請）

・文部省・財務省の中でもよりポジションが高い人に対して要請行動を行うためには、議員を通して依頼するのが良い。

・要請時に質問項目を絞ることで、議論に集中できる。来年度も引き続き質問項目や重点項目を設けて回答をお願いすると良い。

〈政党・議員要請〉

・班のチューターは、事務局が中心となるが、要請前にどのようなアプローチをするか時間を持って検討をしておくとよい。

・今年度は例年よりも要請先議員数が各班で 1 人程度少なく見積もった。これは例年議員要請が長時間化し、感想交流の時間を圧迫したりと全体の行程に支障を来す場合があったためである。しかし、その結果、今年度は 1 時間ほど予定時間より早く議員要請を切

り上げる班も出てきてしまった。要請時間は議員ごとに弾力的に変化するため仕方のないことではあるが、要請先議員は 1 班当り＋1 議員に戻すべきであろう。

政党要請							
政党名	担当議員名	事前アポ	当日対応	政党名	担当議員名	事前アポ	当日対応
公明党	―	―	―	日本共産党	畑野君枝 吉良よし子	○	○
国民民主党	事務方	○	○	日本維新の会	－	－	－
社会民主党	吉川元	○	○	立憲民主党	川内博史 中谷一馬	○	○
自由民主党	－	－	－	れいわ新選組	事務方		

議員要請（◎は議員対応、○は秘書対応、無印はポスティング・要請書手渡しのみ）
公明党：竹谷とし子
国民民主党：○城井崇、○大塚耕平、◎大西健介
立憲民主党：○菊田真紀子、初鹿明博（2019 年 11 月時点）、○桜井周、○水岡俊一
社会民主党：○福島みずほ
自由民主党：亀岡偉民、村井英樹、神山佐市、池田佳隆、萩生田光一
日本共産党：◎田村智子、◎吉良よし子、◎山添拓、○宮本徹、◎本村伸子

参考資料：2019 年度要請文

「大学院生の研究環境の改善に関する要請書」

全国大学院生協議会（全院協）は、全国の国公私立大学大学院の院生協議会・院生自治会によって構成された組織であり、大学院生の研究・生活条件の維持・向上および大学院生の地位と権利の確立を求めて活動しています。全院協では、2004 年度よりアンケート調査(「大学院生の研究・生活実態に関するアンケート調査」)を実施し、2019 年度は 132 国公私立大学（過去最多）、858 名から回答が集まりました。私たちは、このような大学院生一人ひとりの切実な声から、大学院生の研究・生活実態を把握しその改善を求めて、以下の項目に基づいた要請を行います。

【要請項目】

1. 国際人権 A 規約第 13 条 2 項（c）にもとづく高等教育の漸進的無償化

2012 年、日本政府は国際人権 A 規約第 13 条 2 項（b）（c）の留保を撤回しました。これにより、日本政府は高等教育の漸進的無償化を進める責務を担うこととなりました。今年 5 月、大学等修学支援法が成立し、いわゆる低所得世帯の学費無償化が実現する見通しとなり

ましたが、同法には権利としての無償教育の実現を目的としておらず、また大学院生を適用対象から外しているといった問題があります。これらの点に鑑み、

① 国立大学の授業料標準額の引き下げを求めます。また、国公私立大学が学費の値下げに踏み出せるよう、運営費交付金の拡充を始めとした予算措置を求めます。

② 所得の多寡によって学問への道が閉ざされることが無いよう、大学等修学支援法にもとづく支援の対象を大学院へ拡充することを求めます。また、導入に際しては大学側に対しては条件を一切課さないことを求めます。

2. 研究生活の基盤となる経済的支援の抜本的拡充

2017 年以降は、給付型奨学金の導入が実現されましたが、大学院生はこの制度の対象外におかれています。したがって、多くの大学院生が依然として奨学金という名の多額の「借金」に頼らざるをえない状況におかれています。そのため、

① 奨学・事前給付の観点から、給付型奨学金の対象者を大学院生にまで拡大すること、および有利子奨学金の無利子奨学金への全面的な切り替えないしは返済額の減免制度の確立を求めます。

② 日本学生支援機構奨学金の延滞を理由とした、個人信用情報機関への登録の撤廃を求めます。

③ 奨学金返済延滞者の増加問題について、個別の大学の責任へと問題を矮小化させ、大学間の競争を助長しかねない大学別返済延滞者数公表の撤回を求めます。

④ 日本学術振興会特別研究員の採用枠の拡大ならびに支給額の増額を求めます。併せて、同制度の性格に鑑み、税控除の対象とすることを求めます。

⑤ 賃金の引き上げや募集人数の拡大へ大学が踏み出せるよう予算措置をとることによって、TA・RA 等の学内アルバイトの改善を求めます。

⑥ 国費留学生の採用枠の拡大、私費留学生に対する経済的支援の拡充を求めます。

3. 大学院生および博士課程修了者の就職状況の改善

① 大学院生が望む進路を実現するためにも、アカデミックポストを拡充する必要があります。大学や研究機関に対する助成金・研究予算を増額することを求めます。

② ほとんどの大学で任期付きポストの無期転換制度が導入されておらず、若手研究者の 6 割が任期付きポストに就いています。この現状を重く受け止め、雇用の安定化のための政策・予算措置を取ることを求めます。

4. 国立大学運営費交付金、私学助成の拡充

基盤的経費の減額により、大学教授の多忙化や図書館が購入する学術雑誌や書籍の減少をはじめさまざまな弊害が生じています。研究・教育をする上での基盤を維持し、基礎研究を支える事が必要です。そのために、

① 国立大学運営費交付金を拡充することを求めます。また、選択と集中の論理に根

差した大学改革や近視眼的な競争を強いる民間資金獲得などに応じた予算配分ではなく、基盤的経費を増額することを求めます。

② 私立大学等経常費補助金を抜本的に増額することを求めます。

5. 大学院生のライフプラン実現支援の強化

博士課程への進学者は主要国で唯一減少し、大学院生の女性比率も主要国最低となっています。経済的な支援を充実させることに加えて、ライフイベントを理由に研究者への道を閉ざされることが無いよう、政策的な支援と柔軟な制度運用を求めます。例えば、

① 認可保育園への入所基準を大学院生と企業に務める人とで同じにする、学内保育所の導入を後押しするなど、保育環境の整備を求めます。

② 現行の制度設計のもとでは、病気や、親族の介護、出産・子育てなどの理由があっても、休学期間中、奨学金の支給が停止されてしまいます。休学期間中も奨学金を受け取れるようにする、あるいは休学期間と同じだけ受給できる期間を延長するなど、奨学金制度の柔軟な運用を求めます。

6. 行政府による大学院生を対象とした研究・生活実態調査の実施

我々がかかるアンケート調査を実施している背景の 1 つには、行政府がこうした調査を怠っているという事実が存在します。本来、高等教育および研究者支援に関する議論はそういったデータをベースに行なわれるべきと考えます。したがって、今後、行政府が、その責任に基づいて、大学院生の経済的状況を中心とした研究・生活実態調査を実施することを求めます。

【要請趣旨】

今、多くの大学院生が、重い学費負担、奨学金という名の多額の「借金」、就職への不安に苦しめられています。それだけでなく、研究と結婚・出産・育児の両立が難しい状況にあります。さらに、長期間「学生」でいることへの「後ろめたさ」など精神的な負担も増しています。私たち全院協が実施した調査「2019 年度大学院生の研究・ 生活実態に関するアンケート調査」（以下、アンケート）には、このような困難を抱える多くの大学院生から切実な実態が寄せられました。本要請は、アンケートに基づいて日本の大学院生の要望をまとめ、研究・生活環境の向上を求めるものです。

アンケート調査によって今の大学院生が抱えていると考えられる困難は大きく分けて 3 つあります。

第一に、OECD 先進諸国と比して学費が高すぎるという問題があります。

OECD がまとめている Education at a Glance 2018 によれば、教育機関に対する政府支出の GDP 比は、OECD 平均が 4.2%に対し日本は 2.9%と、比較可能な 34 カ国中で最も低い割合でした。なかでも GDP 比で見た高等教育に対する政府支出の少なさはより深刻であり、OECD 平均が 1.24%であるのに対し、日本はその約半分の 0.65%となっています（比較可能な 32 カ国中最低）。

このような教育支出の少なさを背景として、文科省の「諸外国の教育統計」2018 年版によれば、日本の国立大学の初年度納入金は、イギリス、アメリカ、チリに次いで 4 番目に高い 81 万 7800 円となっています（私立大学では平均 130 万 8962 円）。フランス・ドイツ等、入学料・授業料を一切徴収しない国がある一方で、日本の学生の学費負担はきわめて大きなものであると言えます。

今年度アンケート結果からは、実に 82.1%に上る多くの大学院生がアルバイトに従事しているという実態が明らかになりました。学内外を問わず、アルバイトをする目的（複数回答可）は「生活費」のためが最も多く、次いで「学費・研究費」のためが多くなっています。また、アルバイトによって研究時間を充分に確保できていないと回答した大学院生は 35.5%でした。「研究者の卵」である大学院生に十分な研究環境が保証されていなければ、大学の研究能力の向上や研究内容の質に支障をきたし、それは日本社会にとっても大きな損失となるはずです。しかし、**現状では、重い学費負担のためにアルバイトに従事しなければならず、研究時間が圧迫されるという事態が起こっています**。

2012 年に日本政府は「国際人権 A 規約第 13 条 2 項(c)」の留保を撤回し、高等教育の漸進的無償化によって学びへの権利を保障していくことを国内および国際社会に公約しました。しかし、未だ高等教育の学費無償化は達成されておらず、大学等修学支援法も学びへの権利を保障することを目的としたものとなってはおりません。2018 年 5 月末までに提出されねばならなかったはずの経済的、社会的及び文化的権利委員会への政府報告も未提出のままとなっています。高等教育の漸進的無償化を実現するため、学費の引き下げをはじめとする抜本的対策を求めます。

第二に、奨学金が実質的には借金と化しており、経済支援としての機能を十分に果たしていないという問題があります。

日本には学生への経済支援制度として、日本学生支援機構による奨学金があります。しかし大学院生に対しては貸与型のみであり、またその多くは有利子であることから、大学院生は社会に出る前に多額の借金を背負うこととなります。アンケートでは、奨学金借入者のうち、54.4%（昨年度は 44.5%）の大学院生が 300 万円以上の奨学金借入額を抱え、25.3%（昨年度は 21.8%）が 500 万円以上と、深刻な状況に置かれています。大学院生が抱える奨学金返済への不安はきわめて大きく、**奨学金利用者の 86.4%が、「奨学金の返済に不安を抱えている」と回答**しました。また、調査研究費や生活費の捻出方法について質問したところ、「アルバイト」の回答割合が、「奨学金」の回答割合を大幅に上回りました。これは大学院生の多くが、アルバイトにより研究時間を削がれてでも、奨学金の利用を避けるという傾向を示しています。

なぜ大学院生は奨学金制度を利用せずに貴重な研究時間を割いてアルバイトをする、という選択をするのでしょうか。**奨学金を「利用しない理由」について質問した項目では、「借金をしたくないため・返済に不安があるため」という回答が最も多く、62.2%**（昨年度 52.2%、一昨年度は 47.0%）に上りました。この結果から、奨学金が「借金」となってしまっているために、経済的理由で修学が困難な学生を支援するという制度本来の目的を達成できてい

ないことが伺えます。経済的に困窮する大学院生ほど、研究費不足からアルバイトに時間を割かざるを得ず、研究に打ち込めないという悪循環を鑑みると、奨学の観点での奨学金制度の拡充が求められています。

2018 年度から公的な給付型奨学金制度が初めて創設されました。今年度には大学等修学支援法にもとづく低所得世帯を対象とした授業料減免制度が成立しました。しかしながら、両制度ともにこの対象者は、大学等高等教育機関の学生に限られ、大学院生は対象から除外されています。その理由として、大学院生に対しては TA や RA、博士課程については日本学術振興会特別研究員奨励金（学振）や貸与型奨学金の事後免除で対応しているということが挙げられますが、これらの制度はそれぞれ以下のような問題を抱えており、給付型奨学金制度の対象から大学院生を除外する理由にはならないはずです。まず、TA・RA 等の学内アルバイトは希望しても就けない場合も多く、就けたとしても、しばしばその金額では学費や生活費を賄うには足りずアルバイトを掛け持ちすることを迫られます。また、学振の特別研究員制度は、DC1 で採用率が 2 割弱、博士課程進学者に占める割合は 5%未満とその対象者はごく一部の大学院生に限られています。そして、奨学金の事後的な返還免除規定は、在学中には免除となるか分からないが為に少しも進学や在学中の返済への不安を和らげるものではありません。2017 年度に始まった予約採用制度も、博士後期課程進学予定者に限定されており、依然として差別的な要素を残したままです。それゆえ、多くの大学院生が不安なく利用できるように、奨学の観点から速やかに給付型奨学金、および大学等修学支援法にもとづく学費減免制度の支援対象を大学院生へと広げ、また給付額、給付人員のいっそうの拡大を求めます。

第三に、大学院生の就職難の問題があります。

就職は大学院生の抱える大きな不安の一つです。大学院生全体の 75.7%が「就職への不安や不満がある」と回答しました。また、博士課程卒で研究職を希望する大学院生に対して就職の不安について質問したところ、70.9%が「正規職につけるか不安」と回答しました。就職難への対策として、テニュアトラック制度や卓越研究員制度等が取られていますが、これらによって就職状況が充分に改善されていると言えません。大学・研究所では、近年正規ポストから非正規ポストへの置き換えが進み、現在では 40 歳未満の研究者の約 6 割が任期つきポストに就いているなど不安定な就業形態で働かざるを得なくなっています。大学や研究機関に対する助成金・研究予算を増額するとともに、正規雇用へ転換するための政策・予算措置を取ることを求めます。

1990 年代に大学院進学者数の枠が政策的に増大されてきたことに反して、アカデミックポストが確保されてこなかったことによって、就業機会が保証されていない大学院生が少なからず存在します。他方、一般就職を希望する大学院生に対して就職の不安について質問したところ、「正規職に就けるか不安」という回答が、修士課程で 57.3（昨年は 49.5%）、博士課程で 85.7（昨年は 69.2%）に上りました。非正規雇用の増大や、大学院を修了した人材が社会的に十分に評価されることなく、ミスマッチが生じていることが背景として考えられます。卓越大学院プログラムをはじめ近年の政策は、企業で認められる大学院人材を育成す

ることに主眼が置かれているように思われますが、大学院修了者の社会的評価を高めるためには、大学院におけるキャリアパス支援の充実および企業に対する大学院修了者の評価・登用制度の促進などにとどまらず、様々な取り組みが必要であるはずです。大学院生一人ひとりの望む就業機会が得られる環境を整備することを望みます。

以上の各項目の改善を図るためには、現在の高等教育政策を抜本的に改める必要があります。

近年、「選択と集中」を基にした大学制度改革が行われてきました。運営費交付金は法人化を行った 2004 年の水準と比較して 1444 億円削減されています。近年、運営費交付金の削減は止まりましたが、大学ごとに、大学改革の進み具合や民間から得た研究費に応じて運営費交付金を増減する仕組みの導入などが打ち出されています。また、私立大学でも同様に、ブランディング事業や、改革を進めている大学に対して重点支援を行う施策が行われています。

しかし、このような競争的資金による予算配分では、短期的成果の見込める研究のみに資金が投じられ、基礎研究や教育分野などの研究が疎かになるというリスクを孕んでいます。2018 年にノーベル医学・生理学賞を受賞した本庶佑さんも、現在の競争的な資金配分に対して警鐘を鳴らしています。

国立大学法人化以来、国は競争政策を続けてきたが、事態は改善していない。ならば失敗だったということだ。これ以上競争を強いたら大学はつぶれる。

今後も日本が世界に認められる研究成果を生み出していくためには、研究者が自由にチャレンジできる環境が整っていること、具体的には、限られた予算を競争によって奪い合うのではなく、基盤的経費を増額しその予算が広く配分されることが必要です。国立大学運営費交付金の増額と共に、「私学学校振興助成法案」の付帯決議に示された経常的経費の 2 分の 1 の補助が速やかに実現されるよう求めます。

以上

【〔文科省に対する〕重点項目】

要請行動当日は、時間が限られておりますので、1、2、4 については結論のみをお答えいただき、特に下記の項目 3、5、6 について文科省のお考えをご説明ください（番号は上記要求項目に即しております)。なお、勝手ながら質疑応答も行うため回答時間は 15 分程度でお願いします。

1. 国際人権 A 規約第 13 条 2 項（c）にもとづく高等教育の漸進的無償化

② 所得の多寡によって学問への道が閉ざされることが無いよう、大学等修学支援法にもとづく支援の対象を大学院へ拡充することを求めます。また、導入に際して

は大学側に対しては条件を一切課さないことを求めます。

2. 研究生活の基盤となる経済的支援の抜本的拡充

① 奨学・事前給付の観点から、給付型奨学金の対象者を大学院生にまで拡大すること、および有利子奨学金の無利子奨学金への全面的な切り替えないしは返済額の減免制度の確立を求めます。

④ 日本学術振興会特別研究員の採用枠の拡大ならびに支給額の増額を求めます。併せて、同制度の性格に鑑み、税控除の対象とすることを求めます。

3. 大学院生および博士課程修了者の就職状況の改善

② ほとんどの大学で任期付きポストの無期転換制度が導入されておらず、若手研究者の 6 割が任期付きポストに就いています。この現状を重く受け止め、雇用の安定化のための政策・予算措置を取ることを求めます。

4. 国立大学運営費交付金、私学助成の拡充

① 国立大学運営費交付金を拡充することを求めます。また、選択と集中の論理に根差した大学改革や近視眼的な競争を強いる民間資金獲得などに応じた予算配分ではなく、基盤的経費を増額することを求めます。

5. 大学院生のライフプラン実現支援の強化

② 現行の制度設計のもとでは、病気や、親族の介護、出産・子育てなどの理由があっても、休学期間中、奨学金の支給が停止されてしまいます。休学期間中も奨学金を受け取れるようにする、あるいは休学期間と同じだけ受給できる期間を延長するなど、奨学金制度の柔軟な運用を求めます。

6. 行政府による大学院生を対象とした研究・生活実態調査の実施

我々がかかるアンケート調査を実施している背景の 1 つには、行政府がこうした調査を怠っているという事実が存在します。本来、高等教育および研究者支援に関する議論はそういったデータをベースに行なわれるべきと考えます。したがって、今後、行政府が、その責任に基づいて、大学院生の経済的状況を中心とした研究・生活実態調査を実施することを求めます。

【〔財務省に対する〕重点項目】

全院協が掲げる要請項目を実現するためには、文教・科学予算の抜本的な拡充が不可欠です。特に、以下の 3 つの重点項目との関りで、今日その必要性は高まっています。

1. 国際人権 A 規約第 13 条 2 項（c）にもとづく高等教育の漸進的無償化

2012 年、日本政府は国際人権 A 規約第 13 条 2 項（b）（c）の留保を撤回しました。これにより、日本政府は高等教育の漸進的無償化を進める責務を負うこととなりました。今年 5 月、大学等修学支援法が成立し、いわゆる低所得世帯の学費無償化が実現する見通しとなりましたが、同法には権利としての無償教育の実現を目的としておらず、また大学院生を適用対象から外しているといった問題があります。高等教育の完全無償化を進めるため、予算の拡充を求めます。

2.研究生活の基盤となる経済的支援の抜本的拡充

2017 年以降は、給付型奨学金の導入が実現されましたが、大学院生はこの制度の対象外におかれています。したがって、多くの大学院生が依然として奨学金という名の多額の「借金」に頼らざるをえない状況におかれています。しかし、奨学金はローンではなく、国際的には給付制のスカラーシップが主流です。大学院生も含めた給付型奨学金の拡充を中心とした奨学金制度の改善が必要です。また、研究者支援としては、日本学術振興会特別研究員の制度がありますが、そこで支払われる奨励金は月額 20 万円と修士卒の初任給の平均を下回っており、また採択率も申請者中 17~8%と低い水準にとどまっています。研究生活の基盤となる経済的支援の充実のため、予算の拡充を求めます。

4. 国立大学運営費交付金、私学助成の拡充

基盤的経費の減額により、大学教授の多忙化や図書館が購入する学術雑誌や書籍の減少をはじめさまざまな弊害が生じています。また基盤的経費の傾斜配分のため、大学の環境の優劣に大きな格差が生じています。研究・教育をする上での基盤を維持し、基礎研究を支える事が必要です。そのためには「選択と集中」の論理に基づいて、一部の大学にのみ重点的に資金を配分するのではなく、基盤的経費の底上げが必要です。

第３節　文部科学省レクチャー

第１項　レクチャーの概要

全院協では、2013 年度より文科省レクチャーを行っている。レクチャーとは国政調査権に基づく国民の権利を背景として、国会議員を介して各省庁・部局に属する官僚から政策についての説明を受ける機会のことを指している。レクチャーの目的は、第 1 に概算要求前後に文科省の役人から直接に政策的なレクチャーを受けることにより、来年の政策の大まかな枠組みを把握することにある。また第 2 に、要請行動の事前準備という意味合いがある。時間や機会の制約がある要請行動に対して、レクチャーでは時間の制約がほぼ存在しない。また要請項目を具体的に深めつつあるこの時期において直接対峙することは、非常に有意義な機会である。今年度は 9 月 25 日に、参議院議員会館内にある日本共産党の吉良よし子議員の議員室にてレクチャーを行った。以下、レクチャーに関する報告を行う。

第２項　概算要求に関わる全院協の質問

2020 年度概算要求に関する全院協による質問の焦点は次の 6 点となった。第 1 に大学等高等教育費の多寡に関する評価について、第 2 に授業料減免等の拡充について、第 3 に日本学術振興会特別研究員研究奨励金の水準について、第 4 に大学院生のライフ・コースについて、第 5 に Society5.0 における人文・社会科学の諸研究分野の位置づけについて、第 6 に博士課程進学者の推移と、博士号取得者の減少傾向に関する評価について、である。

① 大学等高等教育費の多寡に関する評価について

大学等修学支援法においては、授業料その他の学費の多寡については評価がなされていないが、どのように考えているか。　また国立大学法人運営費交付金および私立大学助成金の要求額の引き上げは、今後の学費そのものの引き下げも視野に入れたものと考えてよいのか。

② 授業料減免等の拡充について

「高等教育局主要事項－2019 年度概算要求－」では「国立大学・私立大学等の授業料減免等の充実」が独立した項目として立てられていたが、「高等教育局主要事項－令和 2 年度概算要求－」ではこれに類する項目はなくなっている。これによって国立大学・私立大学等における既存の授業料減免制度の体系が後退することはないか。

③ 日本学術振興会特別研究員研究奨励金の水準について

日本学術振興会特別研究員研究奨励金、いわゆる学振は給与としての性格にも関わらず、その支給額は全国一律でかつ不変のまま推移してきた。そのためそれは社会経済的条件の変化の過程で相対的に低水準なものとなりつつある。とりわけ DC１・２は、月額 20 万円であり、この額は「平成 30 年賃金構造基本統計調査」の結果から得られる「大学院修士課程修了」者の初任給を 4 万円近く下回る。社会保険料等の負担増を勘案すれば、むしろ少額に過ぎるといってもよい。この点についてどのように認識しているか。

④　大学院生のライフ・コースについて

大学院生は博士号取得まで、最短でも 5 年間を要する。したがって、研究職その他の恒常的な稼得を与る職業に就くまでに、かなり長期の修学期間を要するわけであるが、大学院生の結婚、出産、育児等々のライフ・コースについてはどのように考えているか。具体的には、「私学助成関係予算」でも「女性研究者をはじめ子育て世代の研究者のための環境整備の促進」が謳われているが、どのような施策が考えられているのか。

⑤　Society5.0 における人文・社会科学の諸研究分野の位置づけについて

令和2年度概算要求ではSociety5.0というタームが頻出している。しかし、Society5.0に関する記述中、人文学のような必ずしも AI・ビッグデータと直ちに関連しないような研究への具体的な言及は見られない。こうした Society5.0 に関連しない人文・社会科学は支援の環から取り残される危険性があるが、これらの研究の位置づけについてどのように考えているか。

⑥　博士課程進学者の推移と、博士号取得者の減少傾向に関する評価について

「卓越大学院プログラム」においては、背景・課題として「優秀な日本人の若者が博士課程に進学せず、将来において国際競争力の地盤沈下をもたらしかねない状況に対応する必要」が挙げられているが、博士課程進学者の推移について、どのように考えているか　また、博士号取得者の数は OECD 諸国においては日本のみ減少傾向にあるが、その理由についてどのように認識しているか。

以下、上記の論点に沿った形で 2020 年度概算要求に関する文科省側のレクチャーについて述べる。なお、以上のような質問をする際の基本的な資料は 8 月末時点までに概算要求書としてまとめられる。ホームページ上から誰でも入手することが可能である。

第 3 項　レクチャーの回答と全院協としての位置づけ

以下、レクチャーで得た詳細な回答の中から、前項に挙げた論点に関する部分について掲載する。

①について

学費については、充実した教育研究環境の整備という観点から、教職員ですとか教育設備に関して、大学運営に必要な経費に充てるものだと考えています 。そもそも大学が教育研究環境の整備に、それぞれがどういった考えで設定していくものだと、また各大学が適切に設定していくものだと考えますので、今回の新制度は、真に支援の必要な低所得の学生の皆さんに対して確実に授業料の減免と学生生活を送るのに困らないように給付型の奨学金を支給するという趣旨で制度化されたものですので、なので授業料や学費は直接関係するものではないと。

②について

今年は、あの修学支援制度の方と一体的に検討するということで、いくらいくらという額

をだせなくなっていて、通称「事項要求」となっておりまして、予算編成までに新制度と一体に検討するということになっています。なので現時点で、いくらいくらで要求しました、というものはないと。修学支援制度の説明に、一体的に検討するものと書いています。なので項目として書かれていないから、後退するということはありません。

③について

まず確認として、「給与としての性格にも関わらず」とされていますが、労働の対価としての給与というよりは奨学金に近い感じです。研究者、ドクターコースの方たちが自分の研究に専念できるように生活費程度を支援するという仕組みになりますので、給与という形とちがうということはまずご理解いただきたいということになります。その前提で私もこの調査（※「平成 30 年賃金構造基本統計調査」）を調べたところ、確かに初任給 24 万数千円という数字が出ていて、実際 DC の方たちが得られるのは月額 20 万円ということで差があるじゃないかと。この月額 20 万円が設定された経緯としては、ドクターの方への支援という形で設定されたので、働いている方の初任給と、調整があってですね、学生という身分であるということで、少し 0.8 がけされているということで、計算にはなっています。ただし、それに加えてですね、昨今、もともと月額 20 万円を設定した前提としても、修士課程で卒業した人の教育職の俸給法の初任給をもとに換算していて、それも 20 万円より少し高い数字であって、やはり差額はあってとどいていないというのはそのとおりなんですけど、私どもとしては毎年財務省のほうに増額要求をしているのですが、なかなか認められないという経緯があって、今年度の概算要求においては消費税増税分の２％分だけ、月額に増額した分だけ、まず単価の引き上げ要求はしています。一方でですね、単価をふやすのではなく数を増やしたいと、今、単年度で 1700 人くらい支援を行っていますけれども、概算要求では 2600 人くらい支援を行なえるように額は固定なんですけれども、広く数を増やせるような要求を概算要求で行なっているところです。金額は状況にもよりますので、今後変わっていくかもしれませんが、今年度の要求ではまずは数を増やすということで要求をしているところです。

④について

ライフ・コースについてどう考えているか、ということへのご回答はなかなかむずかしいな、と思うのですが、個人の経験に照らしていえば、大学院に在籍していたことがありまして、博士号をストレートに最短 5 年でとっている人は私のまわりにはあまりいらっしゃらなかったなと、個人の経験として思ったところです。「研究職その他の恒常的な稼得に与る職業に就くまでに、かなり長期の修学期間を要する」というのはまさにその通りで、すこしポストが空けばすぐに応募が集まってなかなかそういった職業に就けないということは見たことがあります。ですので、そのなかで、結婚されたり、出産されたりということについて、ご苦労されているのを見てきたところであります。そういった状況で「私学助成関係予算」というところで、「女性研究者をはじめ子育て世代の研究者のための環境整備の促進」

というのがあるのですが、例えば、大学の学内で保育施設を構築しているであるとか、仮にその出産ですとか育児ですとか、ライフ・イベントというのですかね、そういったものが在るときに大学の中でそういう研究者にたいして、どういう支援をとっているかと、そういう支援体制を構築している場合に、実際に予算を配分する時に、そういう取り組みをしている大学には上乗せをしてあげるといった、そういった形でこの予算が認められた場合には制度設計していこうかなと考えているところであります 。

⑤について

人文社会科学の位置づけですが、文科省としては、重要な分野だと、ほかの分野と同じように重要な分野だと考えておりまして、具体的にはですね人文社会科学分野を支援するということで日本学術振興会の事業として、新規の領域を開拓するプログラムですとか、実社会、実務者の先生方と共同しながら実社会に対応していくプログラムですとか、あるいは国際共同研究を進めていくといったプログラムですとか、こういったものを運営費交付金のなかで要求させていただいております。こういったものに加えてですね、あとこれも運営費交付金のなかでですが、人文社会科学で得られた研究データ、こういったものが散逸してしまうというのに問題意識を感じて、拠点整備を支援するということもやっています。またこれに加えて、今年新規で要求しておりますが、なかなか大きなテーマで研究を進めていくというのが難しくなっているという状況がございますので、そういった研究課題をですね、作り込んでいく場を構築する環境整備、こういったことも新たに要求させていただいております。人社に特化した施策は今申し上げたようなものになりますが、ほかには例えば科研費は当然ながら人社もターゲットにして支援をしておりますし、共同利用共同研究拠点の環境整備も人社の拠点、こういったことも大学等に支援を行っています。こういったことで文科省としても、人社の振興を図っていきたいと考えております。

⑥について

確かに 10 年前、進学率がピーク時のとき 17%ぐらいだったときからずいぶん減少して現在 9%ほどとなっており、この減少している傾向というのは、後の OECD 諸国との比較とも重なるんですが、博士号を取得している人間というのが、日本と OECD 諸国とを比較すると日本は約 2 分の 1 と、今後の Society5.0 といった時代に鑑みると、日本の研究力ですとか技術的な意味でもありますし今後の成長という意味でも地盤沈下は免れないのではないかという形で、文科省としても、中教審でもしてきされていますし、この傾向はよろしくない傾向だと認識をしております。この理由としては大学院の教育の中身と、あと出口、社会側が求めている大学院卒の方の資質、大学院生が身に着けている能力にギャップが生じていて、それが就職、キャリア・パスが定まらないことにつながったりですとか、あとは大学院、キャリア・パスがつながらないですとか、大学院在学中の経済的な負担ですとか、そういったところに不安が生じていて進学者が減っていると認識をしております。それに対応するために、まだちょっと個別の大学に対応はできていないのですが、卓越大学院プログラム

ですとか、大学院教育のなかみの改善をはかって、卓越した博士人材を育てるような教育を行っている大学さんへの支援を行ない、その成果を他の大学にも横展開していくといった形で大学院教育の改革を行っていきたいと考えております。

第 4 項　レクチャーの分析と来年度への提言

本節冒頭でも述べたように文科省レクチャーの目的は、第 1 に概算要求前後に文科省の役人から直接に政策的なレクチャーを受けることにより来年の政策の大まかな枠組みを把握し、第 2 に要請項目を練り上げる上での情報を引き出すことにある。

以上 2 点の目的に照らして、2019 年度のレクチャーは大学等修学支援法の実施に向けた大きな制度改変の渦中にあって、隔靴掻痒の感のあるものとならざるを得なかった。大学等修学支援法の実施に伴って既存の学費減免制度がどのように変化するかといった論点については曖昧な返答が目立った。また高度情報社会化に対応した研究を求める Society 5.0 に向けた取り組みなども人文社会科学分野との関りでは非常に抽象的な回答に終始していた。

とはいえ、学振を「奨学金に近い感じ」のものという担当者の説明を引き出したりと、今後の反批判の材料になりうる発言も見られた。2019 年度の要請行動では、この機会に引き出した文科省の説明に照らして質疑応答の内容を戦略的に詰める作業をすべきであったが果たせなかった。

学部段階に限って言えば、年が明けた段階で既存の学費減免制度の改悪が報道されるにおよび、今日的にはレクチャー時の文科省の説明との間に食い違いも見られる（文科省は、制度は後退しないと説明していたが、実質的な後退が生じている）。2020 年度の文科省レクチャーも、2021 年度概算要求を受けて実施することになると思われるが、時たま見られる曖昧な発言を追及し、要請時の議論に活かしていくことが望まれる。なお、毎年度レクチャー時に質問している科学政策の方面での文科省の回答についても批判的な検討のうえ、SNS 等を用いて積極的に発信していくことが望ましい。

第 4 節　広報活動

全院協は、大学院生の研究・生活に関わる諸問題を解決するために活動している。しかし、この活動を現実的な「成果」とするためには、政策として政府を動かさなければならない。加えて、地道な要請行動の継続のほか、十分理解されているとはいいがたい大学院生の実態について発信することが不可欠である。そのため、全院協ニュースの発行など、情報を定期的に発信している。また、全院協では独自のホームページを開設しており、その中で全院協ニュース、声明・談話、アンケート報告書などを電子化するなどして公開している。加えて SNS として公式の Twitter アカウント・Facebook アカウントを持ち、情報をリアルタイムに発信することに努めている。本節では、これらに関する今年度の取り組みについて述べる。

第 1 項　全院協ニュース

(1)　全院ニュースの位置付けと発行

全院協ニュースは、全国の院生自治会・院生協議会・大学院生の活動実態を共有することで、全国にある加盟校等をつなぐネットワークを構築することの機能の一端を担うと同時に、その活動実態や、全国大学院生協議会の活動や主張を内外へと周知することで社会的認知を広げていくための広報誌である。また、このような広報機能と同時に、大学院生自治に日常的に携わっている者でも何らかの新しい情報を見出せるような、情報源・資料としての役割も念頭に置いて編集している。

本年度においては、第 257 号（7 月 28 日）、第 258 号（3 月中［予定］）の計 2 回発行した。ここ数年では、500 部程度印刷し、カンパ依頼文等と共に郵送し、理事校・加盟校などにも送付している。印刷設備については一橋大学のものを使用することが多いことから、一橋大学院生の事務局員がいることは諸設備を使用するうえで利便性が高い。PDF データについては HP などにアップロードし SNS で周知を行っている。

(2)　全院協ニュースの内容

全院協ニュースの本年度の内容については以下の通りである。第 257 号では、全院協の紹介、院生自治会・院生協議会紹介などを掲載した。また第 258 号では、省庁・議員要請の報告などを掲載した。

(3)　全院協ニュースかわら版の位置づけと内容

2014 年度から実施している全院協ニュースかわら版（以下、瓦版とする）の発行は今年度も継続して行った。瓦版は全院協ニュースが長すぎるという声に応えるべく A4 一枚で内容を精選した壁新聞風のものであり、全院協ニュース同様各大学に送付している。

ブログや SNS のような情報とは違ったものとして、大学で壁新聞のような形として活用されるかわら版の役割は、決して小さくないと考えられ、今後とも発行していく方が良いであろう。現在瓦版ではアンケートの周知や要請行動のお知らせなど、全院協の主要な活動のみを掲載することが多いため、それ以外の情報を載せてみるなどまだまだ改善の余

地はあると考えられる。今後さらにブラッシュアップしていくことが求められる。

別表　主な記事とその担当者

記事	担当者	掲載号・備考
新旧役員挨拶	議長・前議長	年度第１号
巻頭言	原則として議長	年度各号（適宜省略可）
全院協とは？	議長	年度第１号
院生自治会・院生協議会紹介	各院生自治会・院政協議会担当者	適宜（可能なら各号）
省庁・政党・議員要請行動報告	議長以下事務局員、その他	実施した直後の号
各回理事校会議報告	ニュース担当者	毎回の会議実施後の号
編集後記	ニュース担当者	毎号

第２項　Twitter・ホームページ

(1)　Twitter

全院協 Twitter は 2010 年度開設以降、着実にフォロワー数を伸ばしてきており、2019 年

度はフォロワー数を 3033 まで伸ばすことができた（2020 年 2 月 29 日時点）。近年のフォロワー数の推移は 2013 年度 734、2014 年度 1200 弱、2015 年度 1292、2016 年度 1636、2017 年度春に 1945、2018 年度 2589 となっている。

今年度は広報担当自身があまり関わることができなかったため､今年度の新たな取り組みとしては､アンケートの自由記述から得られた回答の一部を大学院生の声としてツイートした。それらツイートを多くのアカウントがリツイートしているため、大学院生の研究環境、生活状況を周知させるために効果的である。

(2)　ホームページ

即時性のあるデータは Twitter に任せ、今年度は主に資料庫としての役割のほか、イベント宣伝や要請行動の報告など、急ぐ必要ないものを挙げて随時更新している。SNS 媒体の反応が良いことからホームページ更新は無理に頻度を上げる必要はない。ただし、アンケート報告書なニュースなど、報道関係の方から問い合わせが来ることがまれにあるため、ホームページ更新が有用であることは間違いない。

来年度への要望としては、ホームページ・ブログの刷新である。現在、「忍者ブログ」をツールとして使用しているが、昨今の Yahoo!ブログのサービス終了のように、忍者ブログもまた将来的にサービス終了が懸念される｡そのため他ツールへの移行を検討する必要があるだろう。代替としては、最近広がりつつある note（ノート）のようなツールが考えられる。

(3)　Facebook

今年度もウェブ上の広報媒体として Facebook のアカウントを継続させている。これは、Facebook が情報共有手段として一定の機能を果しており、有用であると判断したためである。本年度は有効に活用することができなかった。そのため次年度はアンケートの周知等のために活用することを推奨する。

第５節　カンパ活動・会計報告

第１項　カンパ活動

(1)　カンパ活動をするに至った経緯

全院協の財政状況は加盟校の長期的減少によって悪化してきており、特に 2007 年の立命館大学の脱退によって深刻な財政危機に陥った。そのため 2008 年度には加盟分担金を財政の基軸にしつつ、カンパ活動によって収入の不足を補うという方針のもと、臨時で OB・OG に向けたカンパを実施した。

さらに、2010 年度以降には、今後財政が短期的に改善することは困難であると判断されたため、OB・OG のみならず院生自治会活動に理解のある大学教員に対しても恒常的にカンパの依頼を行ったり、各種集会に参加しカンパ依頼を呼びかけたりするようになった。その結果、2008 年度は約 30 万円、2009 年度は約 35 万円、2010 年度は約 46 万円、2011 年度は約 28 万円、2012 年度は約 35 万円、2013 年度は約 41 万円、2014 年度は約 50 万円、2015 年度は約 31 万円、2016 年度は約 37 万円、2017 年度は約 44 万円、2018 年度は約 20 万円、今年度は約 24 万円のカンパをいただいた。

(2)　2019 年度のカンパ活動と財政状況

要請行動に全国から多くの学生が参加することを保障する必要から、今年度は 45 万円をカンパの目標額として設定し、カンパ活動を行った。例年通り 2019 年 7 月末にカンパ依頼文を郵送し、2019 年 11 月末と 2020 年 3 月初旬の 2 回に分けて、カンパに協力してくださった方々に御礼文を郵送した。

しかし、今年度は、依頼文・会場カンパ併せて約 24 万円と、目標額を下回る結果となったものの、前年度の水準より若干改善した。前年度の会計報告を受けて、住所変更のあった OB・OG や大学教員等の新住所／勤務先を可能な限り確認したことが有効だったと考えられる。だが、各種シンポジウム・集会などで発言し、会場で募金を呼びかけることがあまりできなかったことや、今までカンパをいただいていた方から退職を機にカンパができなくなるとの連絡を受けたことを踏まえると、今後はさらにつながりの強化・拡大を目指すことが必要だと考えられる。

(3)　2020 年度に向けて

加盟分担金の納入の増加については決して楽観できない状況が続いている一方で、省庁・議員要請などの重要な活動への全国的な参加拡大によって交通費補助は支出全体で大きな割合を占めていることから、今後も継続的にカンパ活動を行う必要がある。カンパ活動は多くの大学教員や関係者に全院協の活動をよく知ってもらう機会でもあるため、広報の観点からもカンパ活動は重要な意義がある。具体的なカンパ依頼の方法・対象については、事務局員の個人的つながりによる郵送と連携企画でのカンパ依頼活動を基本とし、今後も継続する。また、御礼文と併せて送付する全院協ニュースやアンケート報告書概要によって、活動の継続と成果を知らせ、恒常的なカンパをいただけるように努めることも重

要である。

第２項　会計報告

(1)　収入と支出についての特記事項

①　収入

・主に 2019 年 8 月から 12 月にかけてカンパをいただいた。

・加盟分担金の収集状況が芳しくないため、3 月、4 月まで呼びかけを継続する。

②　支出

・主な支出は事務局／理事校会議の交通費と、要請行動にかかる交通費・宿泊費の補助である。

・アンケート報告書などの冊子は印刷会社に発注した。

・カンパ依頼、およびカンパをいただいた方々への御礼文とアンケート概略版の郵送費を支出した。

(2)　2020 年度への提案

・加盟校が減少するなか、交通費補助を支えるためにカンパ活動の継続は必須である。全院協の中心的活動である要請行動には全国的な参加の保障が重要な意義をもつためである。

・カンパをいただくという以上に全院協の活動や成果を知ってもらうという意味合いも含めて、カンパ依頼・御礼文送付をより丁寧に行い（住所変更への対応／2 回に分けての送付／報告書やニュース等の資料添付）、OB・OG や大学教員等との関係性の維持・強化・拡大に努めることが重要である。

第 6 節　他団体との連携

本節では、2019 年度に全院協が取り組んだ大学の問題に関わる様々な運動について、協力して活動を展開した団体との関わりから振り返りをし、その成果と課題、今後の方向性を述べる。

■　奨学金の会

例年、全院協は「奨学金の会」の加盟団体として、この活動に協力・参加してきた。奨学金の会は、正式には「国民のための奨学金制度の拡充をめざし、無償教育をすすめる会」であり、教育関係の労働組合や、保護者の団体、学生や高校生当事者の団体などが一致して、給付型金創設金や幼児から高等教育までの無償実現などの共通した課題に取り組むために結成されたいわゆるキャンペーン団体である[66]。奨学金の会の具体的な活動は、各分野における情勢共有をする月一度の定例会議と、文部科学省への要請活動、2008 年より始められた国会へ提出する請願署名の実施などである。またこれらに加えて 2019 年度は、奨学金の会事務局が取りまとめと調整を担って、国連の人権委員会に提出する NGO のカウンターレポートを作る[67]「市民報告書をつくる会」[68]の取り組みが行われた。

全院協としては、毎回の定例会議に出席して院生に関わる情勢を共有するとともに、署名の文案の検討及び作られた署名を集める活動[69]への参加、また署名提出の際の院内集会への参加などを通じて奨学金の会の活動に関わってきた。今年度は、大学等修学支援法の問題、国立大学の授業料値上げの問題についても奨学金の会で取り組まれた。

奨学金の会及び市民報告書をつくる会は、全大教、私大教連、学支労など高等教育と奨学金に関わる運動団体との直接の接点であり、これらの団体と連携し、また大学院生の問題を共有することは非常に重要である。今後も定例会をはじめとして、院内集会やシンポジウム、署名活動など奨学金の会が行う諸活動に事務局員が積極的に参加することが望ましい。それにあたっては、複数担当者を置くなど、事務局のなかで負担が集中しないように留意する必要がある。

■　大学フォーラム

大学フォーラム（正式名称「大学の危機をのりこえ、明日を拓くフォーラム」）は、2019

---

[66] 加盟団体は以下の通りである。全国労働組合総連合、全日本教職員組合、全国私立学校教職員組合連合、特殊法人等労働組合連絡協議会、全日本医学生自治会連合、全国大学院生協議会、首都圏大学非常勤講師組合、あいち公立高校父母連絡会、「お金がないと学校に行けないの？」首都圏高校生集会実行委員会、日本学生支援機構労働組合（2020 年 2 月時点）

[67] 日本政府が批准する、中等・高等教育の漸進的無償化を定めた国際人権 A 規約 13 条 2 項（b）及び（c）について、国連の社会権規約委員会は日本政府による条約の実施状況についての「総括所見」と「一般意見」を示しており、またこれに対する日本政府の回答を求めた。この回答の期限が 2018 年 5 月 31 日であったが、日本政府はこれを無視し続けている。条約の実施状況については、社会権規約委員会に提出された政府によるレポートと NGO によるレポートの双方によって総合的に判断が下されるものであり、今回の「つくる会」の活動はこの後者の NGO によるカウンターレポートを作成し提出しようという取り組みである。

[68] 正式には「権利としての無償教育を実現し、社会の未来を拓く市民報告書をつくる会」

[69] 2019 年 2 月～5 月に取り組まれた署名活動では 50857 人分の署名が集まり、これを提出するとともに 6 月に院内集会を開催した。2020 年の署名活動も、2 月 15 日からすでに始まっている。

年 2 月に設立された団体で、Web サイトの「このフォーラムについて」によれば以下の三点を中心に活動するとしている。

・大学の現実を率直に見つめるとともに、明日に向かって確実に歩むための道をじっくりと探り、社会に発信していきます。
・個別大学を超え、国公私立という設置形態を超えて共通の関心を育て、立場や意見の違いにもかかわらず一致できる要求を明らかにすることをめざします。
・大学関係者だけでなく、受験生や大学生をもつ親の皆さん、中等教育関係者や、大学と広く市民社会とをつなぐメディア関係者などともいっしょに考え、政策を転換するために行動することをめざします。

また、その設立趣旨[70]によれば、今日の大学の危機的状況は①大学の基盤的経費の削減による教育研究の土台の弱体化、②不断の『改革』の押し付けによる大学の疲弊、③（政府から押し付けられることなく自主的・自立的に）「大学とは何か、大学が大学である以上備えるべきは何か」を模索し実現すること、④高等教育に対する公的費用負担のあり方を根本的に考えること、などを課題として設定しており、全院協としてもその多くを共有するものであると考えられる。

2019 年中、大学フォーラムは 3 月と 6 月、11 月にシンポジウムを開催するとともに、公開の研究会を開き[71]、情報発信と意見交流を進めている。全院協としては、2020 年にも引き続き展開されていくであろう大学フォーラムのイベントに参加するとともに、大学院生の問題にもフォーカスした問題提起をするためにより発展的な連携を模索していきたい。

■ Change Academia 学術研究の構造を変えるアクション

Change Academia とは主に大学院生や若手研究者について、「研究者の生活の安定」「平等な研究の機会」などを求めることを目的に 2019 年に結成された政策提言と院生同士の交流などを行う運動団体[72]である。全院協は 2019 年 9 月に連絡を受けて懇談の機会を持って以来、問題意識の多くを共有する団体として、不定期に意見交換や相互の交流の機会を持ってきた。特に、2019 年 11 月に実施した全院協主催の要請行動への Change Academia 関係者の参加や、2020 年 1 月に行われた Change Academia のシンポジウム『大学院生と考える日本のアカデミアの将来』への全院協事務局メンバーの参加など相互の交流を図ってきた。Change Academia は高等教育のあらゆる段階と、それ以降の研究者のキャリア形成などアカデミアに関わる幅広い問題に取り組んでおり、今後も Change Academia とは組織としての協力と人的な交流を進め、一致して共通した課題に取り組むことが重要である。

---

70 「大学の危機をのりこえ、明日を拓くフォーラム」を―社会へのよびかけ―（設立趣旨）
http://univforum.sakura.ne.jp/wordpress/aboutus/charter/
71 大学フォーラム「過去のイベント」ページ http://univforum.sakura.ne.jp/wordpress/event/pastevents/
72 詳しくは Change Academia の Web サイトにある「なぜ？Why？」より（http://changeacademia.mystrikingly.com/#why）。

■　FREE　高等教育無償化プロジェクト

FREE は 2018 年 9 月に結成された高等教育の無償化を目指す「アドボカシー・グループ」である。この間 FREE は「学生 1 万人実態調査」としてアンケート活動を行い、それをもとにしたイベントや政策提言（議員・省庁）活動を行ってきた。FREE の主な活動の目標は以下の 3 点である[73]。

・高等教育の無償化を目指し、大幅な学費値下げにふみ出す。

・高等教育の授業料免除枠を大幅に拡大する。

・奨学金制度を抜本的に改善する――給付制奨学金の抜本増。貸与奨学金の完全無利子化。返済中の奨学金の利子払いの免除。返済困難者への救済制度の拡充。

FREE の活動の特徴の一つは、量的に分厚いアンケート調査を実施していて、学生の生活状況について立体的かつリアルに分析することが可能な活動を展開していることである。また、こうした実態をもとに文部科学省前でのラリー、メディアへの働きかけ、省庁・政党への働きかけなど、多角的にコンセンサスを得られるよう活動を広げている。

大学院生は自主的・自律的に研究を営む存在であると同時に、高等教育の中で教育を受けてトレーニングを積む存在でもある。FREE の活動は主に教育を受ける立場としての学生にフォーカスしたものであるが、高等教育を受ける権利の実現という点は全院協としても共有するものであり、今後 FREE の活動と積極的に連携する必要がある。省庁・政党への要請活動や、文科省前ラリーなどイベントに参加しまた問題意識を共有するチャンネルを拡大することが望ましい。

■　NU for ALL　授業料値上げの中止を求める国立大学の会

「授業料値上げの中止を求める国立大学の会（以下、国立大学の会）」は、2018 年から 2019 年にかけて相次いで発表された 5 つの国立大学の授業料値上げに対してその中止を求めて結成された団体である（詳しくは情勢分析の「学費・奨学金」の節参照）。授業料値上げを発表したのは東京工業大学、東京藝術大学、千葉大学、一橋大学、東京医科歯科大学の 5 校であり、国立大学の会はこれらの大学の有志がそれぞれの大学に対して説明を求め、また値上げの中止を求めるなかで連携して活動を展開する必要から結成された。

[73] FREE 設立趣旨より抜粋（https://60c0ddfb-3dd5-46a6-9a7c-9205b2d430eb.filesusr.com/ugd/549fdf_3dcdc6df790f46588ff01081fd10e2f2.pdf）。

その結成宣言では、少なくとも授業料をもとの標準額に戻すこと、大学を運営するうえで学生や保護者にこれ以上の負担を求めることなく、国立大学として予算獲得に向けて一致して行動することなどを求めている。今後の活動方針としては少なくとも以下の 4 点が示されている（結成宣言より抜粋）。

・値上げが決定された 5 大学の関係者で、結成宣言を基にアピールを作成し、それへの賛同を広げます。
・値上げが決定された 5 大学での取り組みを連携して進めます。
‣2020 年度から施行される高等教育等修学支援法では、標準額の 53 万 5800 円までしか免除されません。住民税非課税世帯をはじめとする低所得層に年間約 10～11 万円もの自己負担は過酷であり、救済措置を各大学に対して求めます。
‣値上げされた授業料を払っている学生や 2020 年度の新入生に対して、値上げの問題点の周知を行い、取り組みへの参加をよびかけます。
・情報公開請求や大学当局への要請を通して、値上げの根拠やプロセスを明らかにします。各大学の財務諸表の分析をおこない、運営費交付金の配分などが公正なものか、集団的に検討します。
・国立大学が果たすべき社会的役割・使命について、社会に問題提起し、発信します。教職員組合、学生・院生団体、学会など、大学・研究にかかわる問題に取り組むあらゆる団体・個人と共同を広げます。

このうち、特に最後の一点と関わって全院協もこうした活動と協力・連携して国立大学の授業料値上げの問題に取り組むことが今後必要である。

また、情勢分析の学費・奨学金でも触れた通り、国立大学についてはその授業料標準額の「自由化」が文科省において議論されており、これについても国立大学の会が声明を発表している[74]。全院協としても今回の検討会議で検討されている国立大学の授業料「自由化」、また自主財源の拡大の名目のもと導入が検討されている「大学債」の発行の自由化、定員の拡大とセットになって行われる留学生の授業料の値上げなど、国立大学をターゲットとして進められようとしているさまざまな「規制緩和」に対して国立大学の会と共同して反対運動を展開することが求められる。それにあたっては、全院協がこれまで培ってきた要請行動のノウハウなどを共有するとともに、特に授業料値上げが行われ、国立大学の会の有志メンバーの多くが在籍する一橋大学において、一橋大学の院生自治会などとの連携を強化し、情勢の共有と連携の緊密化に努めることとする。

[74] https://drive.google.com/file/d/1BxtNvsJiEZYKHsSDNgXh-8_IUSGwOiD2/view

第 7 節　加盟校拡大ならびに全院協の組織基盤強化

第 1 項　2019 年度加盟校化拡大の取り組みと課題

全院協は、各大学院に存在する大学院協の全国組織である。そもそも全院協は個別の院協では対処することができない政治的課題に対応するために結成された。こうした歴史的経緯に鑑みれば、全院協の発展と個別の院協の発展とは不可分の問題である。したがって、加盟校拡大の問題は、全院協を構成する加盟校院協の発展と結びつけて考えられる必要がある。

しかし、近年、全国的な院協運動の衰退に比例して、全院協の加盟校院協は減少しつつある。2020 年 3 月 15 日現在において議決権のある加盟校院協は 5 校に止まる（大阪市立大学、京都大学、中央大学、名古屋大学、一橋大学）[75]。2019 年度も、こうした傾向に歯止めをかけるべく、全院協事務局としては、加盟校院協との意思疎通を位置付けたが、事務局の人的・時間的な制約と各加盟院協に固有の課題からこれを打開することはできなかった。

全院協には、大学院生の研究生活環境や就職状況など諸課題の改善を政治的なレベルで要求、実現していくという点で依然として大きな存在意義があると思われる。しかし、個別の加盟校院協の活動が停滞しつつあるなかで、全院協を加盟校院協に立脚した全国組織として維持することには困難が生じてきている。

他方で、自分の在籍する大学院には院協がない、あっても機能していないという大学院生のなかから全院協の存在を知って、活動に携わりたいという声も挙がっている。これは、各大学の院協が院生を包摂する機能を弱めてきた結果と考えられるが、全院協として、これらの声を無視するわけにはいかない。実態として苦難を抱えている多くの院生と全院協がどのように連帯していくか、組織として個人とのつながり方を見直さなければいけない時期に直面していると考えられる。

第 2 項　2020 年度加盟校拡大ならびに全院協の組織的基盤の強化に向けた提言

⑴　規約を改正し、個人加盟の承認に向けた一歩を踏み出す

以上のように、全院協がいかにして組織として個人とつながっていくかを考えた時、「個人加盟」を認めるということがひとつの方法として挙げられる。全院協が、個人として活動に携わりたいという声に正面から向き合い、困難を抱えた院生との連帯の環を大きく広げていくことは、今後の院協運動の発展――ひいては院生を取り巻く環境の改善のために重要な意味を持つと考えられる。

ただし、「個人加盟」を認めることによって、現在の加盟校院協に依拠した組織体系が動揺させられる恐れがあることも事実である。「個人加盟」の制度的な導入によって、院協単

---

[75] 慣例として 3 年以上の加盟校分担金の納入が無い場合、該当する加盟校院協は権利停止処分となる。権利停止処分を受けた加盟校院協は、理事校会議など意思決定の場において、議決権を停止される。権利停止処分の問題として、同処分を受けた加盟校院協が、規約上理事校会議などの開催要件に影響するかという点で議論の余地がある。この点について現状においては、権利停止処分を受けた加盟院協が議決権を有しないことから、一般的に開催要件からを構成するものではないと解し得る。現在、権利停止処分となっている加盟校院協は、日本福祉大学、北海道大学、早稲田大学、龍谷大学がある。これらのうち、北海道大学は脱退の意思表示を行っているが、全代には不参加であり、正式な脱退の承認ができないままに今日に至っている。

位での加盟が蔑ろにされ、なし崩し的に野放図な個人参加に陥ることは、院協運動の発展という観点からは本旨に悖るものである。各大学に独自の院協が存在することで、はじめて大学内の諸問題に取りくむことができる。したがって、「個人加盟」の制度的な導入も、中長期的な視点で、各大学における院協の結成あるいは再建に資するものとしなければならない。

こうした「個人加盟」の必要性と問題性とに鑑みて、2020 年度への提起として、以下の 4 点に取り組むことを求める。

① 将来的な地域組織への展開を含め、全国規模での個人加盟支部（仮称）を発足する[76]。

② 個人加盟の制度的な導入に当たって、改めて全院協の活動の目的を明らかにした綱領文書を策定する。

③ ②に即して、規約の改訂を行う。

④ ①～③の取り組みのために、組織改革委員会（仮称）を発足する。

①は、現在の加盟校院協に基づく組織体系に即して、加盟校院協に並立する個人加盟支部を発足し、個人加盟を希望する院生は個人加盟院協への所属を通じて全院協に加盟する体制を確立することを提案するものであり、②は、改めて全院協の活動目的を明らかにした綱領的文書を策定することによって、加盟校院協に基づく組織体系の堅持を提案するものである。また、③は、②の綱領的文書の策定に即して、規約の改訂を行い、加盟要件を鮮明化することを提案するものである。そして、④は、以上の課題に取りくむため組織改革委員会の発足を求めるものである。

⑵ 既存の加盟校院協との関係をより密にし、活動の発展を図る

「個人加盟」の制度的な導入に向けた取り組みと並行して、既存の加盟校院協との関係をより密にしていくことが求められる。①権利停止校に対する権利停止解除に向けた対話、②オブザーバー校院協（首都大学東京、東京大学）に対する正式な加盟呼びかけ、③全院協の

[76] 個人加盟支部の導入前後の全院協の組織体系、ないしは組織系統の変化を図示すると以下のようになる。従来の加盟形態を単位組織（院協）ごとの全員加盟方式だとすると、今回の提起は、個人加盟支部を設けることによって、それと矛盾しない形で個人加盟を集団的な形で認める方式といえる。

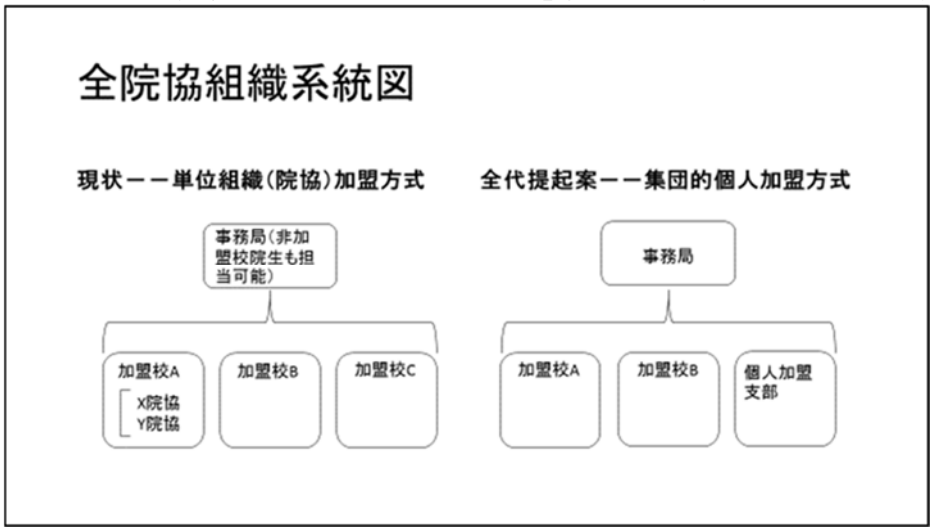

取り組みへの継続的な参加の呼びかけなどがこれに当たる。

加盟校院協の間には、依然として全院協に加盟しているメリットが乏しいという意見が少なからず聞こえる。こうしたミスマッチは、根本的には全国レベルの活動を支えることをコストと見なす考え方が一般化していることに起因していると考えられるが、全院協事務局としても全院協レベルでの活動と各院協レベルでの活動とを有機的に結びつける取り組みが不十分であったことは無視できない。したがって、今後一層、全院協として自らの活動が院協運動に持つ意味を明確にした運動の展開が求められる。

2019年度　第75回全国代表者会議　決議案

2020年3月15日発行

全国大学院生協議会（全院協）
〒186 - 0004　東京都国立市中 2-1
一橋大学内院生自治会室気付
TEL&FAX：042(577)5679
E-Mail：zeninkyo.jimu@gmail.com
Blog: http://zeninkyo.blog.shinobi.jp
Twitter: @zeninkyo